

平成25年度  
製品安全政策に関する取組状況について

平成26年6月30日  
経済産業省  
商務流通保安G  
製品安全課



## はじめに

重大製品事故報告・公表制度は、重大製品事故の情報を社会全体で共有することで、製品事故被害の再発・拡大を防止することを目的として、平成19年5月14日に創設された。

平成21年9月1日の消費者庁の創設により、重大製品事故報告の受理・公表を消費者庁が担当し、事故原因究明・再発防止策等を経済産業省が担当することになった。

本制度は、消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、その製造・輸入に係る消費生活用製品に重大製品事故（死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故、火災事故）の発生を知ったときは、10日以内に当該製品の「名称」、「型式」、「事故の内容」等を内閣総理大臣に報告することを義務付けている。

製品事故情報を収集・公表して広く社会に周知することで、類似の重大製品事故の防止を図るものであり、公表された情報については、経済産業省のウェブサイト「製品安全ガイド」に掲載している。

製品安全ガイド([http://www.meti.go.jp/product\\_safety/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html))

上記制度と併せ、経済産業省は、事業者に対して、(独)製品評価技術基盤機構（NITE）に非重大製品事故を前広に報告するよう要請しており、NITEは事業者からの報告に加え、各地の消防機関からの製品火災情報、消費生活センター等から情報収集を図り、収集した情報を事故データベースとして構築している。経済産業省は、重大製品事故報告及び非重大製品事故情報を併せて、安全対策の検討に活用している。

## I 章 製品事故の発生状況

### 1. 重大製品事故報告の受付・公表状況

- (1) 重大製品事故の受付状況
- (2) 重大製品事故の公表等処理状況
- (3) 製品事故調査判定合同会議（第三者委員会）の活動状況

### 2. 重大製品事故が多発している製品の原因等分析

- (1) 電気製品（エアコン、電気ストーブ、電子レンジ、電気冷蔵庫、扇風機）
- (2) 燃焼器具（ガスコンロ、石油ストーブ、石油給湯器、ガスふろがま、石油ふろがま）
- (3) その他の製品（自転車、脚立・踏み台・はしご、いす、靴、湯たんぽ）

### 3. リコール未対策品の重大製品事故の発生状況

- (1) 事業者の自主リコールの状況
- (2) リコール未対策品による重大製品事故の発生状況
- (3) リコールフォローアップの実施状況
- (4) 事業者のリコール追加対策の取組状況

### 4. 経年劣化対策（長期使用製品安全点検・表示制度）

- (1) 点検制度の対象品目
- (2) 表示制度の対象品目
- (3) 対象製品以外で注目する製品
- (4) 対象品目の見直し状況
- (5) 点検制度の施行状況について

### 5. N I T E の製品事故情報の収集状況

- (1) 平成25年度の製品事故情報収集の概要
- (2) 平成25年度の事故情報上位品目
- (3) 非重大製品事故情報の活用状況
- (4) N I T E における製品事故の未然防止対策の取組状況

## Ⅱ章 製品事故の未然防止・再発防止のための対策

### 1. 経済産業省の取組

- (1) 製品事故の再発防止に向けた取組
- (2) 重大製品事故調査の充実にに向けた取組

### 2. 事業者等の自主的取組

- (1) 関係事業者団体等による注意喚起等
- (2) 関係事業者との連携による製品安全対策の推進
- (3) 事業者の自主的取組の促進

### 3. 消費者に対する注意喚起

- (1) N I T Eの定期プレス公表による注意喚起
- (2) 広報資料・リーフレット等の作成・配布による注意喚起
- (3) 製品安全セミナー、製品安全総点検週間における周知
- (4) 政府広報等を活用した注意喚起

### 4. 国際連携の状況

- (1) 国際的な枠組みでの取組
- (2) 多国間の枠組みでの取組
- (3) 中国との取組
- (4) 韓国との取組
- (5) 米国との取組

# I 章 製品事故の発生状況

## 1. 重大製品事故報告の受付・公表状況

### (1) 重大製品事故の受付状況

平成25年度の重大製品事故の受付件数は941件で、昨年度(1,077件)と比較して136件減少し、初めて1,000件を下回った。

機器別の受付状況は、ガス機器が120件(全体に占める比率13%)、石油機器126件(同13%)、電気製品574件(同61%)、その他121件(同13%)であった。

また、被害別の受付状況は、死亡26件(全体に占める比率3%)、重傷145件(同15%)、一酸化炭素中毒を2件(同1%)、火災768件(同81%)であった。なお、一酸化炭素中毒は、2件とも軽症であった。

平成19年5月の創設から2年間は、受付件数に大きな変動があったが、3年目の平成21年度から平成23年度は、概ね1,150件前後で推移していた。その後、平成24年度、平成25年度は受付件数に減少傾向が見られる。また、機器別・被害別の内訳は、個別製品の事故による増減はあるものの、全体的な傾向に大きな変化はない。

<平成25年度の機器別・被害別の受付件数>

	死亡		重傷		火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
		(うち火災による死亡)		(うち火災による重傷)				
ガス機器	5	(4)	7	(4)	106	2	0	120(13%)
石油機器	7	(7)	4	(4)	115	0	0	126(13%)
電気製品	9	(9)	25	(3)	540	0	0	574(61%)
その他	5	(0)	109	(0)	7	0	0	121(13%)
合計	26 (3%)	(20)	145 (15%)	(11)	768 (81%)	2 (1%)	0 (0%)	941 (100%)

注)：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」(20件)、「火災」かつ「重傷」(11件)の数字を差し引いている。火災事故報告された受付件数では799件となる。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

平成25年度の受付件数のうち、同一の事故において、複数製品の報告があった場合の重複を除去した後の人的被害は、死亡30名、重傷148名、一酸化炭素中毒4名、後遺障害0名であった。また、同一の事故において、複数製品の報告があった場合の重複及び報告後、火災扱いでなかったことが判明した事故を除去した物的被害件数は、801件であった。

<平成19年度から平成25年度の受付件数>

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ガス機器	189(16%)	218(16%)	201(17%)	199(17%)	164(14%)	148(14%)	120(13%)
死亡	<16>	<12>	<5>	<7>	<9>	<3>	<5>
重傷	<12>	<11>	<14>	<13>	<11>	<16>	<7>
火災	<151>	<182>	<174>	<175>	<144>	<127>	<106>
一酸化炭素中毒	<10>	<13>	<8>	<4>	<0>	<2>	<2>
後遺障	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
石油機器	163(14%)	202(14%)	180(15%)	140(12%)	172(15%)	126(12%)	126(12%)
死亡	<9>	<15>	<16>	<11>	<12>	<13>	<7>
重傷	<3>	<7>	<4>	<3>	<4>	<4>	<4>
火災	<146>	<178>	<157>	<124>	<156>	<106>	<115>
一酸化炭素中毒	<5>	<2>	<3>	<2>	<0>	<3>	<0>
後遺障	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
電気製品	595(50%)	751(53%)	572(49%)	565(50%)	606(52%)	597(55%)	574(61%)
死亡	<21>	<14>	<6>	<12>	<11>	<13>	<9>
重傷	<26>	<53>	<27>	<21>	<30>	<34>	<25>
火災	<544>	<683>	<538>	<532>	<565>	<549>	<540>
一酸化炭素中毒	<3>	<0>	<1>	<0>	<0>	<1>	<0>
後遺障	<1>	<1>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
その他	243(20%)	241(17%)	219(19%)	237(21%)	227(19%)	206(19%)	121(13%)
死亡	<27>	<18>	<20>	<20>	<27>	<17>	<5>
重傷	<186>	<184>	<173>	<190>	<172>	<169>	<109>
火災	<28>	<34>	<23>	<27>	<27>	<19>	<7>
一酸化炭素中毒	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<1>	<0>
後遺障	<2>	<5>	<3>	<0>	<1>	<0>	<0>
合計	1,190(100%)	1,412(100%)	1,172(100%)	1,141(100%)	1,169(100%)	1,077(100%)	941(100%)

注)：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

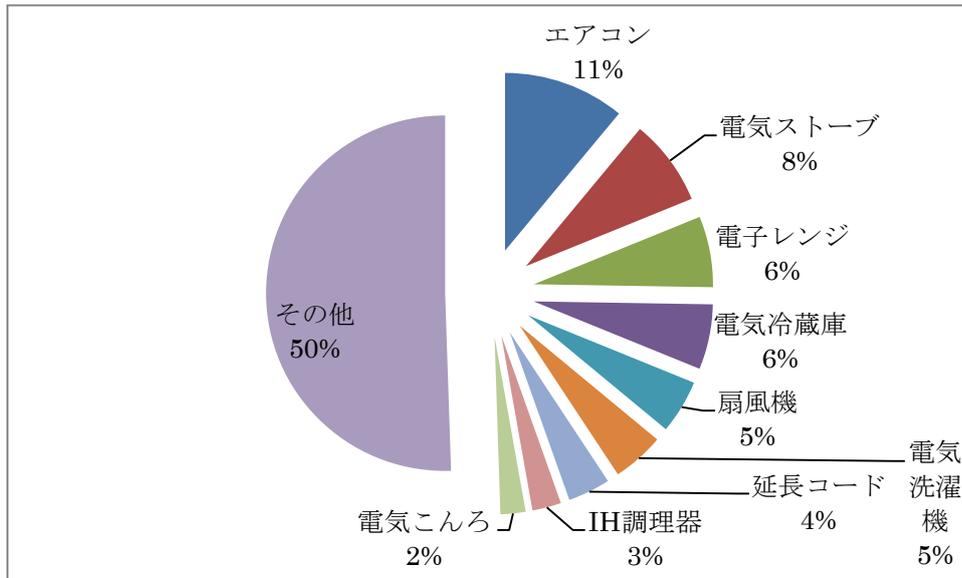
- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」、「火災」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

① 受付件数上位品目

<平成25年度 電気製品の受付状況>

平成25年度の受付件数上位5品目

- 1 エアコン 63件（うち室外機は29件）、2 電気ストーブ 45件、  
3 電子レンジ 37件、4 電気冷蔵庫 34件、5 扇風機 28件



電気製品では、平成19年度以降、「エアコン」の受付件数が最も多く、次に「電気ストーブ」が続いている。平成25年度は「扇風機」の受付件数が上位5品目となった。

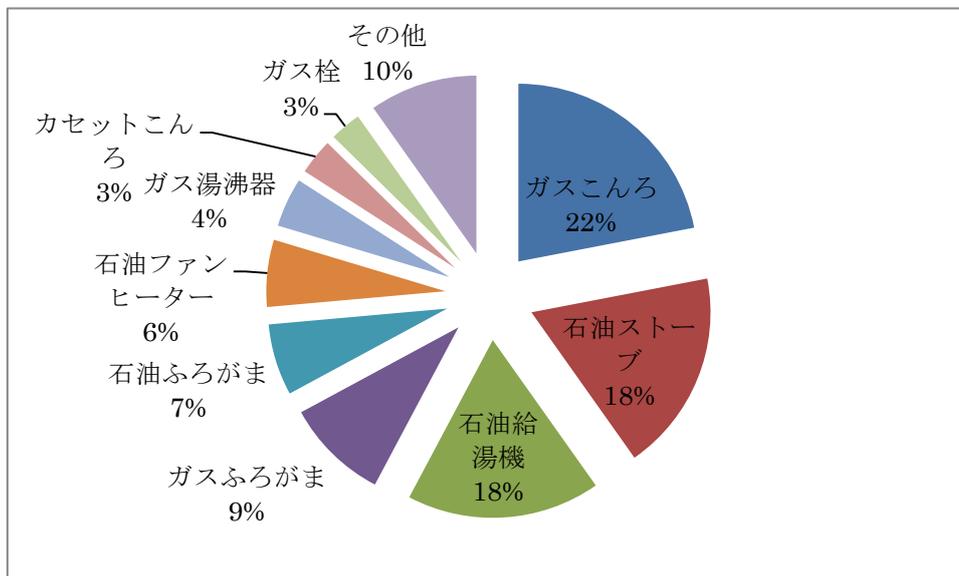
<電気製品の上位5品目の推移>

平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1 エアコン	61	エアコン	82	エアコン	61	エアコン	66	エアコン	63
2 電気ストーブ	49	電気ストーブ	43	電気ストーブ	52	電気ストーブ	45	電気ストーブ	45
3 電気冷蔵庫	31	電子レンジ	35	照明器具	43	電気冷蔵庫	30	電子レンジ	37
4 テレビ(ブラウン管型)	29	電気冷蔵庫	31	電気冷蔵庫	33	電子レンジ	28	電気冷蔵庫	34
5 照明器具	27	照明器具	23	電子レンジ	25	電気洗濯機	23	扇風機	28

<平成25年度 燃焼器具の受付状況>

平成25年度の受付件数上位5品目

- 1 ガスこんろ 54件、2 石油ストーブ 45件、3 石油給湯器 43件、  
4 ガスふろがま 23件、5 石油ふろがま 16件



燃焼器具では、平成24年度以外は、「ガスこんろ」の受付件数が最も多い。また、「石油ストーブ」がそれに次ぐ受付件数となるケースが多い。他に、「石油ふろがま」「石油給湯機」「ガスふろがま」「石油ファンヒーター」が上位となる傾向が続いている。

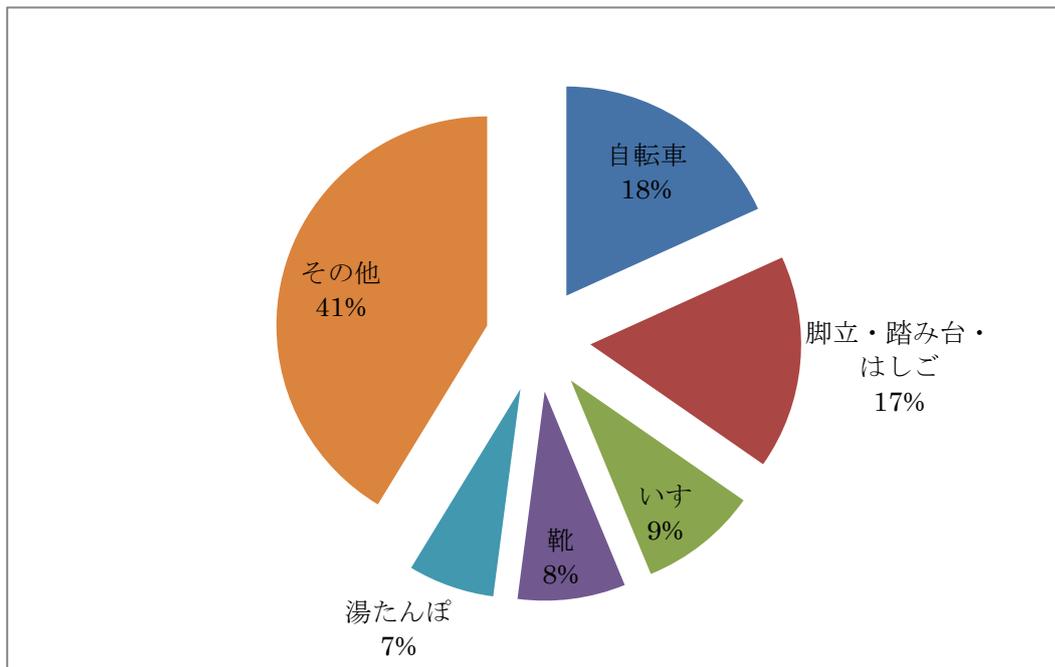
<燃焼器具の上位5品目の推移>

平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1 ガスこんろ	87	ガスこんろ	98	ガスこんろ	70	石油ストーブ	57	ガスこんろ	54
2 石油ストーブ	56	石油給湯機	48	石油ストーブ	69	ガスこんろ	52	石油ストーブ	45
3 石油給湯機	52	石油ストーブ	48	石油給湯機	45	石油給湯機	36	石油給湯機	43
4 石油ファンヒーター	33	ガス湯沸器	31	石油ふろがま	26	ガスふろがま	30	ガスふろがま	23
5 石油ふろがま	29	ガスふろがま	23	石油ファンヒーター	25	石油ファンヒーター	19	石油ふろがま	16

<平成25年度 その他の製品の受付状況>

平成25年度の受付件数上位5品目

- 1 自転車 22件、2 脚立・踏み台・はしご 20件、3 いす 11件、
- 4 靴 10件、5 湯たんぽ 8件



その他の製品では、平成19年度以降、自転車の受付件数が最も多く、平成22年度以降、脚立が次に多い。平成22年度以降、「自転車」「脚立等」「いす」「靴」が上位4品目となっている。

<その他の製品の上位5品目の推移>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度				
品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数				
1 自転車	36	自転車	32	自転車	32	自転車	24	自転車	22
2 電動車いす	18	脚立等	19	脚立等	22	脚立等	22	脚立等	20
3 いす	16	いす	16	靴	13	靴	18	いす	11
4 脚立等	14	靴	14	いす	13	いす	17	靴	10
5 電動アシスト自転車	9	自転車用幼児座席	13	介護ベッド用手すり	11	電動車いす	14	湯たんぽ	8
ライター	9	—	—	—	—	湯たんぽ	14	—	—

② 生産国別の受付件数

平成25年度の実産国別の受付件数は、国産が554件（59%）、外国産が385件（40%）、生産国不明が2件（1%）であった。外国産を国・地域別で見ると、中国291件（31%）、タイ27件（3%）、韓国22件（2%）、

台湾 14 件（1%）等であった。

外国産の事故の割合は年々増加しており（19年度：23%、20年度：28%、21年度：30%、22年度：31%、23年度：36%、24年度：39%、25年度：40%）、外国産のうち、中国産の割合が突出して高く、電気ストーブ、電子レンジ、自転車等の件数が多い。

<平成25年度の生産国別の受付件数>

	国産	外国産	中国	台湾	韓国	タイ	その他	不明	計
	ガス機器	106 (88%)	14 (12%)	6 (5%)	0 (0%)	5 (4%)	0 (0%)		
石油機器	123 (98%)	3 (2%)	3 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	126
電気製品	295 (51%)	277 (48%)	208 (36%)	7 (1%)	17 (3%)	25 (5%)	20 (3%)	2 (1%)	574
その他	30 (25%)	91 (75%)	74 (61%)	7 (6%)	0 (0%)	2 (1%)	8 (7%)	0 (0%)	121
合計	554 (59%)	385 (40%)	291 (31%)	14 (1%)	22 (2%)	27 (3%)	31 (3%)	2 (1%)	941

(2) 重大製品事故の公表等処理状況

重大製品事故報告・公表制度の創設後、平成19年度から平成25年度まで受け付けた8,102件のうち、重複案件及び対象外の案件（消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当）を除く、7,979件が消費者庁から公表された。

“ガス・石油機器に係る事故”及び“ガス・石油機器以外の機器に係る事故で製品起因が疑われるもの”については、5営業日以内に「事業者名」、「機種・型式名」が公表されるが、これまでに累計3,969件が公表された。また、“ガス・石油機器以外の機器について事故原因を調査中のもの”は、「製品名」、「事故概要」のみが公表されるが、平成25年度末時点で306件が調査中であった。最終的に、事故原因が製品起因では無いと判断されたものを除き、全ての案件について、「事故原因」、「事業者名」、「機種・型式名」が公表される。

報告受付時の審査又は原因究明調査の結果、製品起因ではないと判断された案件については、製品事故調査判定合同会議において判断の妥当性が審議される。これまでに製品起因ではないと判定されたものは累計3,647件で、「製品名」、「事故概要」が公表されている。

<重大製品事故公表等処理状況>

	事業者名 ・ 型式公表	製品名・事故概要を公表			他省庁 送付案件	重 複 ・ 対象外	計
		原因調査中	製品事故に は非該当	製品事故に は非該当と 見られる*			
ガス機器	369	-	848	0	0	23	1,240
石油機器	616	-	482	0	0	11	1,109
電気製品	2,426	235	1,535	0	2	62	4,260
その他	558	71	782	0	55	27	1,493
合 計	3,969	306	3,647	0	57	123	8,102

注) \*印は、製品事故調査判定合同会議(略称)で妥当性が審議される。

「事業者名」「型式」を公表した3,969件のうち、機器別に累計受付件数が多い品目は、以下のとおり。

<電気製品：2,426件>

製品名	件数	製品名	件数
① エアコン	236	⑥ 扇風機	137
② 電気ストーブ	212	⑦ テレビ(ブラウン管、液晶等)	102
③ 電気こんろ(IH含む)	177	⑧ 照明器具	99
④ 電気冷蔵庫	158	⑨ 電気洗濯機	88
⑤ 電子レンジ	155	⑩ 電気洗濯乾燥機	66

<燃焼器具：985件(ガス機器369件、石油機器616件)>

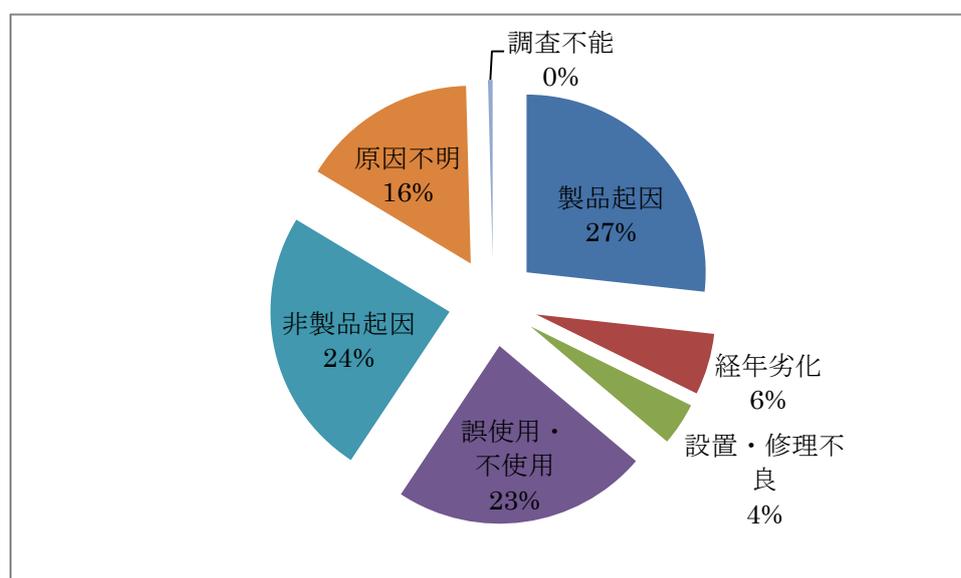
製品名	件数	製品名	件数
① 石油給湯機	296	⑥ 石油ファンヒーター	74
② 石油ストーブ	143	⑦ ガス湯沸器	62
③ ガスこんろ	102	⑧ カセットこんろ	22
④ ガスふろがま	98	⑨ ガス栓	19
⑤ 石油ふろがま	85	⑩ 油だき温水ボイラ	14

<その他の製品：558件>

製品名	件数	製品名	件数
① 自転車	62	⑥ 靴	17
② いす	57	⑦ なべ・やかん	16
③ 電動アシスト自転車	33	⑧ ライター	16
④ 電池・充電機	24	⑨ 介護ベッド用手すり	15
⑤ 自転車用幼児座席	20	⑩ 湯たんぽ	13

なお、平成19年度から平成25年度までで、調査が終了した案件を事故要因別に分類したところ、経年劣化を含め製品に起因する事故は、全体の32%。

設置・修理不良、誤使用・不注意及び非製品起因（例えば他の製品火災のもらい火等）等、製品自体に起因しない事故は、全体の51%となっている。



製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不使用	非製品起因	原因不明	調査不能
1927	402	280	1662	1756	1147	30
27%	6%	4%	23%	24%	16%	0%
32%		51%			16%	

### (3) 製品事故調査判定合同会議（第三者委員会）の活動状況

平成19年4月3日に開催された消費経済審議会製品安全部会において、以下の事項を審議・判断することを目的として製品事故判定第三者委員会が設置された。平成26年3月26日に開催された消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会との合同会議（略称：製品事故調査判定合同会議）までに、4,331件が審議された。

- 消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）に基づく製品事故報告において、「製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」であるか否かに関すること。
- 消安法に基づき報告された重大製品事故のうち、製品起因であるか否か不明な事故について、メーカー名、型式名等を公表するにあたって、製品起因が

- 主原因であるとは言えないとする判断の妥当性に関する事。
- 重大製品事故報告・公表制度の運用の適切性に関する事。等

平成25年度は、合同会議が3回開催された。

第1回 平成25年 9月27日（金）

第2回 平成25年12月25日（水）

第3回 平成26年 3月26日（水）

- 製品起因による事故ではないと判断した案件及び重大製品事故ではないと判明した案件（10件）
- 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断した案件（451件）
- 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件（74件）

## 2. 重大製品事故が多発している製品の原因等分析

平成25年度の受付件数上位5品目について、平成19年度から平成25年度までの累計受付件数のうち、「事故原因が判明した件数（原因不明、調査中を除く）」から、リコールを実施して個別製品の対策が講じられている「リコール同一原因の事故件数」を除いたものについて、事故原因区分及び主な事故原因等の整理・分析を行った。

### <事故原因区分>

【製品起因】：設計不良、製造不良、経年劣化等、製品に起因するもの

【誤使用・不注意等】：誤使用・不注意等、製品に起因しないもの

【設置・修理不良等】：設置、修理不良等、製品に起因しないもの

【非製品起因】：その他、製品に起因しないもの

### (1) 電気製品

#### ① エアコン（室外機含む）

累計受付件数485件（うち室外機が262件）のうち、事故原因が判明した355件から、リコール同一原因の事故件数35件を除く、320件について整理・分析を行った。

#### <エアコン（室外機含む）の受付件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
71	81	61	82	61	66	63	485

#### <エアコン（室外機含む）のリコール同一原因の事故件数>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
1	3	8	9	3	5	6	35

320件中、「製品起因」が94件（29％）で、主な事故原因は、電源用コネクタ端子間のトラッキングやコンデンサーの経年劣化の影響によるものであった。他方、「非製品起因」が178件（56％）と最も多く、たばこの不始末や他の出火源からの延焼が主な事故原因であった。

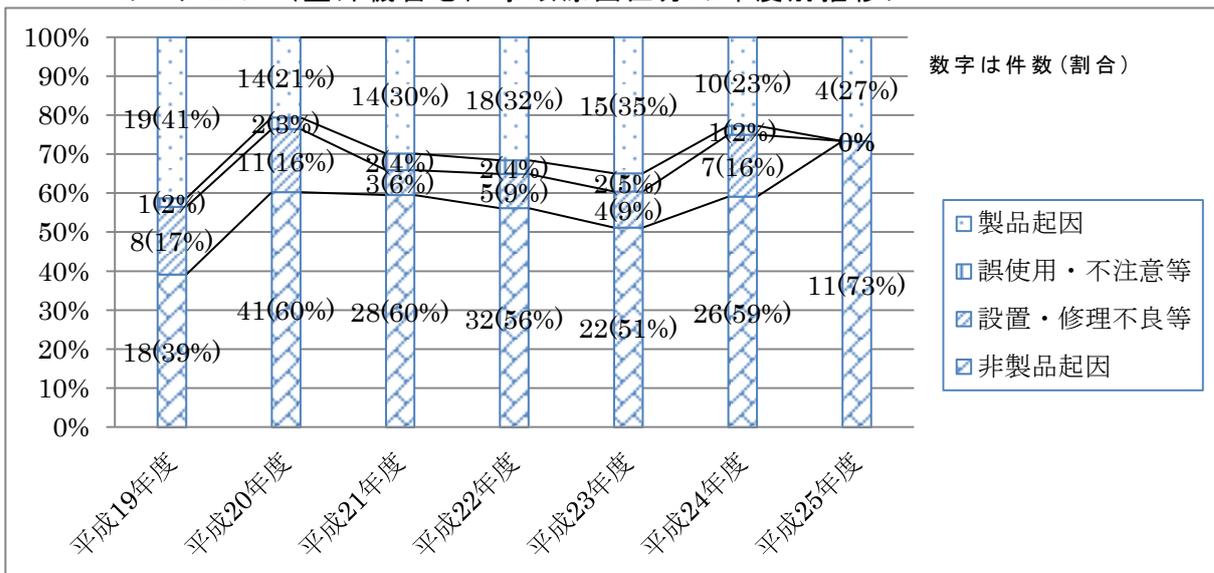
<エアコン（室外機含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因>

事故原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	94 (29%)	・電源用コネクター端子間のトラッキングが影響 ・コンデンサーの経年劣化が影響
【誤使用・不注意等】	10 (3%)	・故障状態を知らず使用を継続したことが影響 ・使用者自身による修理・改造が影響
【設置・修理不良等】	38 (12%)	・室内機と室外機の中継線の不適切な設置が影響 ・コンセントや電源プラグを改造したことが影響
【非製品起因】	178 (56%)	・たばこの不始末 ・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成23年度までは「製品起因」が30%を中心に20%～40%の間で推移していたが、平成24年度、平成25年度は20%台に減少し、「製品起因以外」の原因が70%を占めた。

製品起因の事故は、コンデンサーの不具合が原因とみられる事故が多いことから、電気用品安全法（以下「電安法」という）の技術基準を改正した。また、経年劣化が原因とみられる事故も多いことから、長期使用製品安全表示制度（以下「表示制度」という）の対象品目とした。製品起因以外の原因による事故については、これまでも注意喚起のプレスリリースを行っており、引き続き注意喚起を実施する予定。

<エアコン（室外機含む）事故原因区分の年度別推移>



(参考) エアコン (室外機含む) 事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月 電安法の技術基準を改正し、表示制度の対象製品に指定

平成 21 年 9 月 電安法の技術基準を改正し、基板の難燃化及びモーター用  
コンデンサーの保安機構装備を義務化

平成 23 年 6 月 NITE プレス「エアコンによる事故の防止について」

平成 24 年 6 月 NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止につい  
て」

平成 25 年 6 月 NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止につい  
て」

## ② 電気ストーブ

累計受付件数 349 件のうち、事故原因が判明した 250 件から、リコール同  
一原因の事故件数 55 件を除く、195 件について整理・分析を行った。

<電気ストーブの受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
50	67	49	43	52	45	45	349

<電気ストーブのリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
4	9	9	9	10	6	8	55

195 件中、「製品起因」が 81 件 (42%) と最も多く、主な事故原因は、  
内部配線の接続不良やダイオードの品質のばらつき、内部配線と電源線の接続不  
良であった。次に「誤使用・不注意等」が 70 件 (36%) と多く、洗濯物等の  
可燃物の接触や電源コードの取り扱い不備が主な事故原因であった。

<電気ストーブの事故原因区分別件数と主な事故原因>

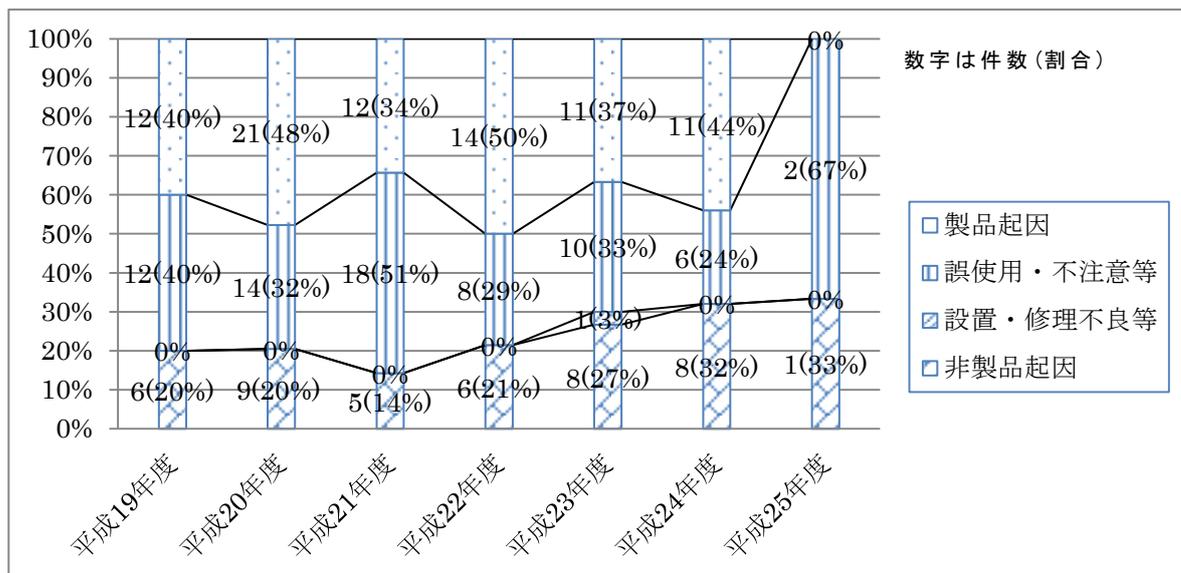
事故原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	81 (42%)	・ 内部配線と電源線の接続不良が影響 ・ ダイオードの品質ばらつきが影響
【誤使用・不注意 等】	70 (36%)	・ 洗濯物等の可燃物が接触したもの ・ 電源コードの取り扱い不備が影響 ・ 使用者による修理不良・改造したことが 影響

【設置・修理不良等】	1 (1%)	・設置時に屋内配線と電源線の接続不良
【非製品起因】	43 (22%)	・たばこの不始末、他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成24年度までは「製品起因」が34%～50%の間で推移していたが、平成25年度は製品起因が確定した事故は報告されていない。

製品起因の事故は、製造不良や部品不良が原因によるものが多いことから、電安法の技術基準の改正を行った。製品起因以外の原因による事故については、平成25年度に注意喚起のプレスリリースを行った。

#### <電気ストーブの事故原因区分の年度別推移>



#### (参考) 電気ストーブ事故の再発防止の取組

平成21年9月 電力調整(強弱制御)用ダイオード及び内部配線屈曲耐久性を高めるように電安法の技術基準を改正

平成23年10月 NITE プレス「暖房器具による事故の防止について」

平成25年10月 NITE プレス「冬の高齢者の製品事故防止について」

### ③ 電子レンジ

累計受付件数 209 件のうち、事故原因が判明した 161 件から、リコール同一原因の事故 72 件を除く、89 件について整理・分析を行った。

#### < 電子レンジの受付件数 >

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
26	32	26	35	25	28	37	209

#### < 電子レンジのリコール同一原因の事故件数 >

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
8	13	13	17	7	7	7	72

89 件中、「製品起因」が 47 件（53%）と最も多く、主な事故原因は、ドアスイッチの経年劣化や、高圧トランス巻き線の製造不良等であった。次に「誤使用・不注意等」が 31 件（35%）と多く、庫内の清掃不足や、規定時間を超えて加熱したこと等が主な事故原因であった。

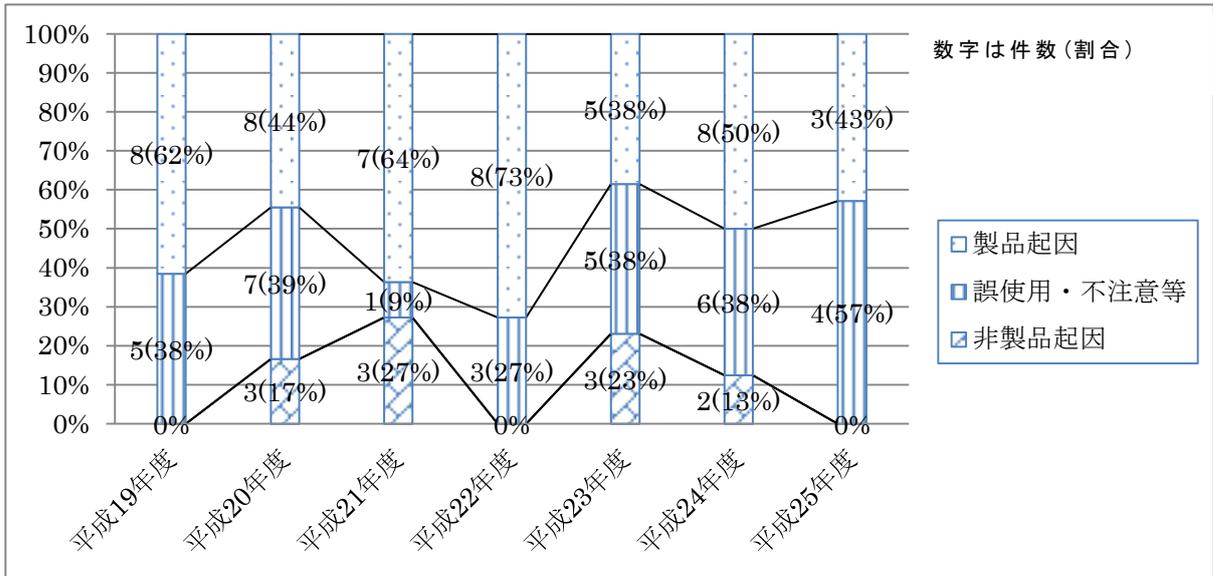
#### < 電子レンジの事故原因区分別件数と主な事故原因 >

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	47 (53%)	・ドアスイッチの経年劣化が影響 ・経年劣化によるはんだクラックが影響 ・高圧トランス巻き線の製造不良が影響
【誤使用・不注意等】	31 (35%)	・庫内の清掃不足が影響 ・規定時間を超えて加熱した過加熱が影響 ・食品以外のものを入れて加熱したことが影響
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	11 (12%)	・展示品を作動させたことが影響したもの ・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、製品起因が 40%～70% の間で推移し、平成 25 年度は 43%（3 件）であった。製品起因の事故は、ドアスイッチの不具合による事故が散見されることから、今後、事故発生を注視する必要がある。

製品起因以外の原因の事故については、平成 24 年度に注意喚起のプレスリリースを行うとともに、リーフレットを作成して一層の周知を行っている。

＜電子レンジの事故原因区分の年度別推移＞



(参考) 電子レンジ事故の再発防止の取組

平成 24 年 4 月 NITE プレス「電子レンジ及び電子レンジとの組み合わせで使用される製品の事故の防止について」

④ 電気冷蔵庫

累計受付件数 236 件のうち、事故原因が判明した 166 件から、リコール同一原因の事故 25 件を除く、141 件について整理・分析を行った。

＜電気冷蔵庫の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
26	51	31	31	33	30	34	236

＜電気冷蔵庫のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
0	2	3	2	1	9	8	25

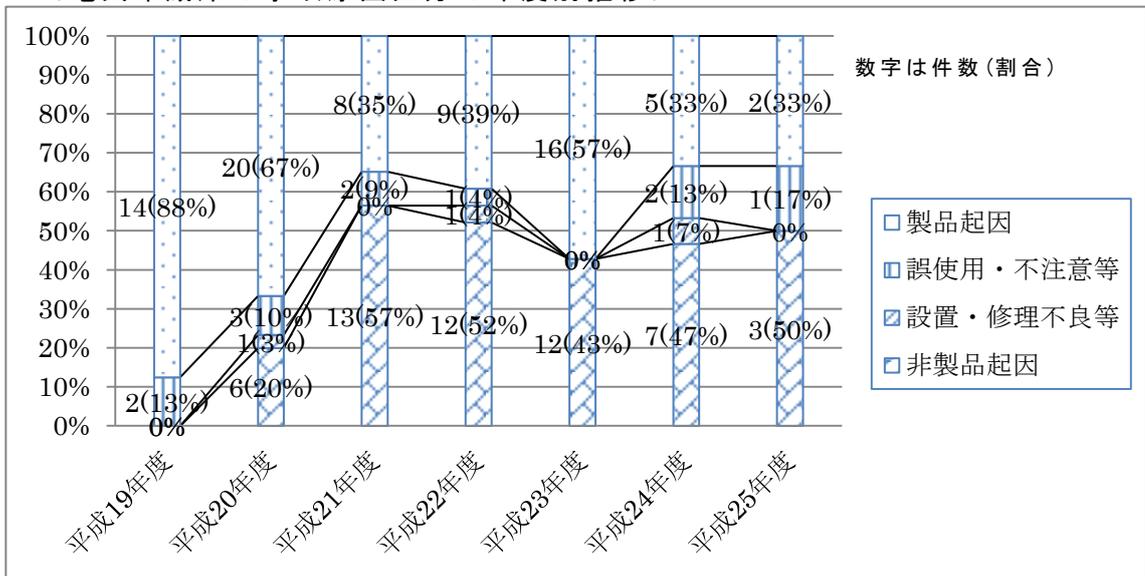
141 件中、「製品起因」が 74 件 (52%) と最も多く、主な事故原因は、モーター巻き線の絶縁劣化や始動リレー内部のトラッキングが影響したものであった。次に「非製品起因」が 53 件 (38%) と多く、たばこの不始末や他の出火源からの延焼が主な事故原因であった。

<電気冷蔵庫の事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	74 (52%)	・モーター巻き線の絶縁劣化が影響 ・始動リレー内部のトラッキングが影響 ・コンデンサーの端子部の接触不良が影響
【誤使用・不注意】	11 (8%)	・故障状態を知りながら継続使用をしたことが影響 ・電源コードの取り扱い不備が影響
【設置・修理不良等】	3 (2%)	・販売店での展示方法が影響 ・厨房内に設置され水洗いされていたことが影響
【非製品起因】	53 (38%)	・たばこの不始末、他の出火源からの延焼によるもの ・小動物が内部配線をかじったことが影響したもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が、平成19年度(88%)、20年度(67%)と高い割合を占めていたが、最近では、「製品起因」と「製品起因以外」の原因が逆転している。製品起因の事故は、コンデンサーの不具合が原因の事故が多かったことから、電安法の技術基準の改正を行った。

<電気冷蔵庫の事故原因区分の年度別推移>



(参考) 電気冷蔵庫事故の再発防止の取組

平成21年9月 モーター用コンデンサーの保安機構の義務化及び内部配線屈曲耐久性を高める電安法の技術基準を改正

## ⑤ 扇風機

累計受付件数 153 件のうち、事故原因が判明した 110 件から、リコール同一原因の事故 3 件を除く、107 件について整理・分析を行った。

＜扇風機の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
34	27	16	19	17	12	28	153

＜扇風機のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
0	0	1	0	0	1	1	3

107 件中、「製品起因」が 98 件（92％）で、ほぼ製品起因となっている。主な事故原因は、コンデンサーの劣化や、モーター巻き線の絶縁性能の低下等であった。

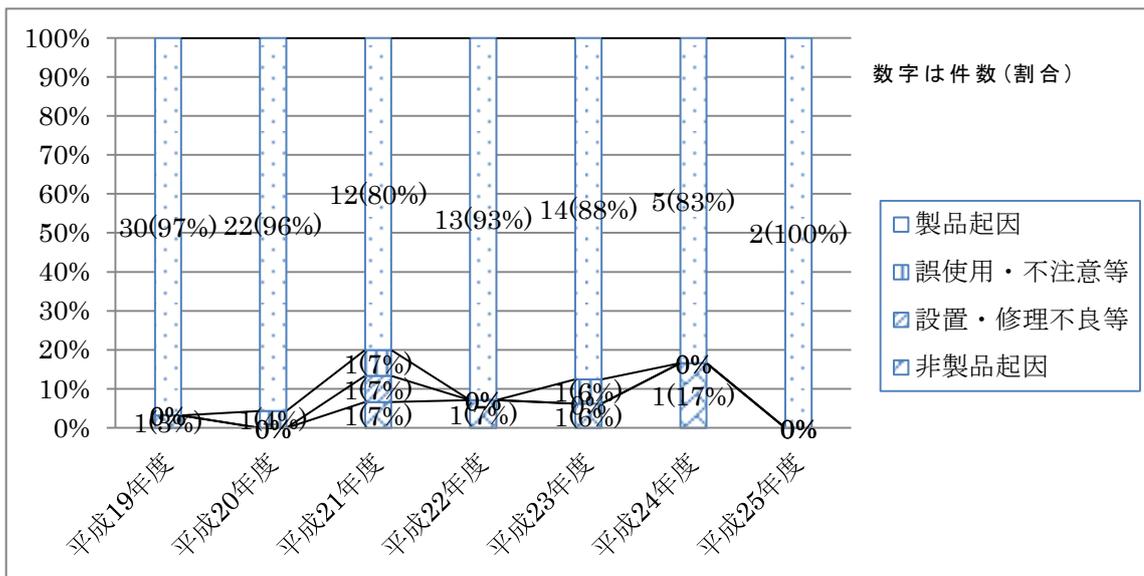
＜扇風機の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	98 (92%)	・コンデンサーの劣化が影響したもの ・モーター巻き線の絶縁性能の低下が影響したもの ・運転中の振動が内部配線に影響したもの
【誤使用・不注意等】	3 (3%)	・過酷な状況下で使用を継続したことが影響 ・電源コードの取り扱いが影響
【設置・修理不良等】	1 (1%)	・雨水がかかる場所に設置
【非製品起因】	5 (5%)	・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、例年「製品起因」が 80％以上を占めている。製品起因の事故は、経年劣化による事故が多いことから、表示制度の対象とした。

平成 25 年度は経年劣化による事故が疑われる報告件数が増加したことから、政府広報及び NITE によるプレスリリース等による注意喚起を繰り返し行った。

<扇風機の事故原因区分の年度別推移>



(参考) 扇風機事故の再発防止の取組

- 平成 21 年 4 月 電安法の技術基準を改正し、表示制度の対象製品に指定
- 平成 22 年 6 月 NITE プレス「扇風機及び換気扇の経年劣化等による火災事故の防止について」
- 平成 23 年 6 月 NITE プレス「扇風機による火災事故の防止について」
- 平成 25 年 6 月 NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止について」
- 平成 25 年 6 月 政府広報オンライン「お役立ち記事」扇風機・エアコンの事故防止
- 平成 25 年 7 月 NITE プレス「扇風機による事故の防止について」
- 平成 25 年 7 月 電安法の技術基準を改正し、基板の難燃化及びモーター用コンデンサーの保安機構装備を義務化

## (2) 燃焼器具

### ① ガスこんろ

累計受付件数534件のうち、事故原因が判明した443件から、リコール同一原因の事故件数4件を除く、439件について整理・分析を行った。

＜ガスこんろの受付件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
78	95	87	98	70	52	54	534

＜ガスこんろのリコール同一原因の事故件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
0	1	0	2	1	0	0	4

439件中、「製品起因」が10件（2％）で、主な事故原因は、器具栓内部の動作不良や、部品組み付け時にガスシール部品を傷つけたことが影響したものであった。他方、「誤使用・不注意等」が324件（74％）で最も多く、点火状態での放置や、グリル内の清掃不足、こんろの下に可燃物を敷いていたことが主な事故原因であった。

＜ガスこんろの事故原因区分別の件数と主な事故原因＞

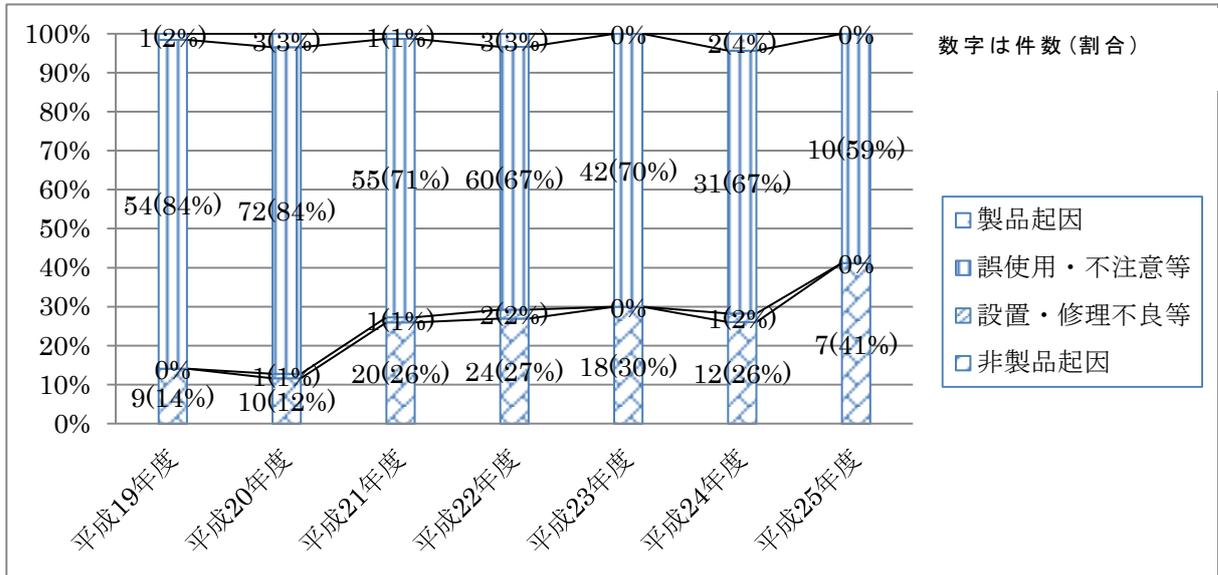
原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	10 (2%)	・器具線内部の動作不良が影響 ・部品組み付け時にガスシール部品を傷つけたことが影響
【誤使用・不注意等】	324 (74%)	・点火状態で放置したことが影響 ・グリル内の清掃不足が影響 ・こんろの下に可燃物を敷いていたことが影響
【設置・修理不良等】	5 (1%)	・離隔距離を守らずに設置したことが影響 ・設置時にガス配管を誤って接続したことが影響 ・修理時の部品の付け忘れが影響
【非製品起因】	100 (23%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が各年度ともに3％以下（1件から3件）であり、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

製品起因以外の原因による事故については、調理中にその場を離れることによる事故（例．天ぷら油火災）が多く、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保

及び取引の適正化に関する法律（以下「ガス事法等」）の技術基準を改正した。  
また注意喚起のプレスリリースを行っているところ。

＜ガスこんろの事故原因区分の年度別推移＞



（参考）ガスこんろ事故の再発防止の取組

平成 20 年 10 月 ガス事法等の技術基準を改正し、立ち消え安全装置及び調理油過熱防止装置の搭載を義務化

平成 23 年 1 月 NITE プレス「ガスこんろ等の事故の防止について」

平成 24 年 11 月 製品安全総点検週間 経済産業省展示パネル「ガスこんろ」

平成 24 年 11 月 NITE プレス「ガスこんろ及びカセットこんろの事故の防止について」

平成 25 年 7 月 NITE プレス「夏の製品事故の防止について」

## ② 石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）

累計受付件数563件（うち石油ファンヒーターは173件）のうち、事故原因が判明した389件から、リコール同一原因の事故件数10件を除く、379件について整理・分析を行った。

### ＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の受付件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
68	106	89	70	94	76	60	563

### ＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）のリコール同一原因の事故件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
0	0	2	3	2	1	2	10

379件中、「製品起因」が36件（9％）で、主な事故原因は、油受け皿からの灯油漏れや、経年劣化によるはんだクラックが影響したものであった。

他方、「誤使用・不注意等」が188件（50％）で最も多く、故障状態を知らずながら使用を継続したもの、洗濯物等の可燃物が接触したもの、給排気筒を閉塞したことが影響したものが主な事故原因であった。

### ＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

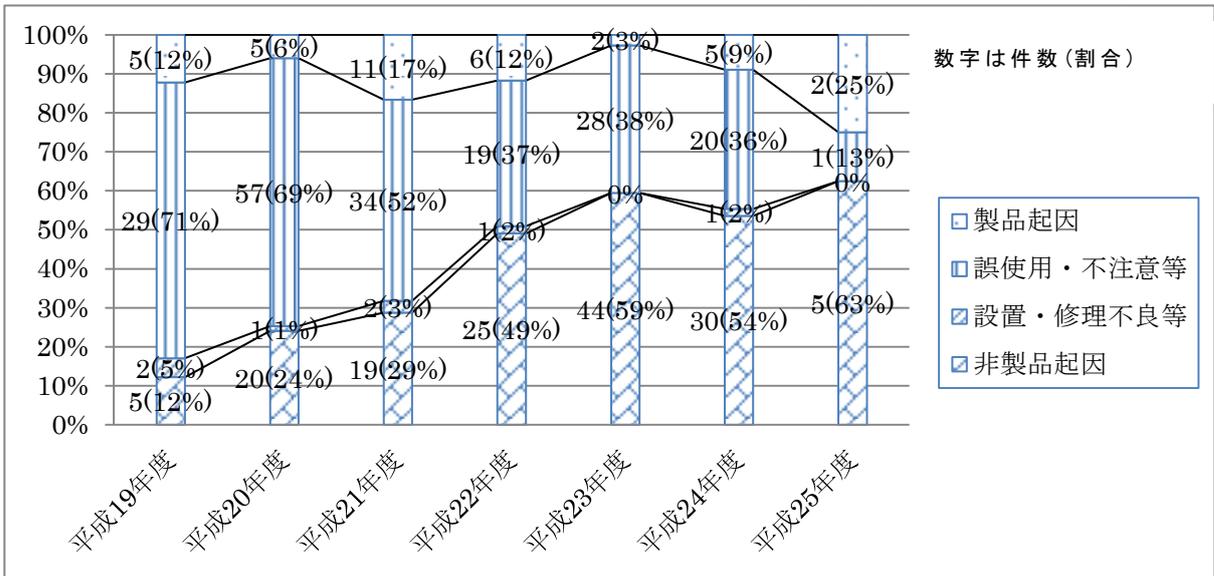
原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	36 (9%)	・油受け皿からの灯油漏れが影響 ・経年劣化によるはんだクラックが影響
【誤使用・不注意等】	188 (50%)	・消火せずに給油したことが影響 ・カートリッジタンクの蓋を確実に閉めなかったことが影響 ・洗濯物等の可燃物が接触したもの
【設置・修理不良等】	7 (2%)	・移設時に適正に設置しなかったことが影響 ・排気筒の断熱不良が影響
【非製品起因】	148 (39%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「誤使用・不注意等」が減少傾向にあり、変わって「非製品起因」が増加している。

FF式の石油温風暖房機は、経年劣化が原因の事故が多いことから、長期使用製品安全点検制度（以下「点検制度」という）の対象とした。製品起因以外の原因による事故については、給油時の事故が多いことから、消安法の技術基準を改正した。

また、これまでに注意喚起のプレスリリースを行っており、引き続き注意喚起を実施する予定。

＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の事故原因区分の年度別推移＞



（参考）石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月 消安法を改正し、点検制度の対象製品に F F 式石油温風暖房機を指定

平成 21 年 4 月 給仕消火装置の搭載義務化、給油タンクの蓋が確実に閉まったことのできる仕様を義務化するように消安法の技術基準を改正

平成 23 年 10 月 NITE プレス「暖房器具による事故の防止について」

平成 23 年 11 月 製品安全総点検週間 経済産業省展示パネル「石油ストーブ」

平成 24 年 10 月 NITE プレス「石油ストーブによる事故の防止について」

平成 25 年 1 月 「石油ストーブによる事故の防止について」（再周知）

平成 26 年 3 月 NITE プレス「変質した灯油による石油ストーブ事故の防止について」

### ③ 石油給湯機

累計受付件数 352 件のうち、事故原因が判明した 286 件から、リコール同一原因の事故件数 152 件を除く、134 件について整理・分析を行った。

#### <石油給湯機の受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
68	60	52	48	45	36	43	352

#### <石油給湯機のリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
41	29	22	26	10	13	11	152

134 件中、「製品起因」が 76 件（57%）と最も多く、主な事故原因は、長期使用による送油経路や給気経路に異物が混入し噴霧不良が影響したもの、缶体の腐食による排気漏れが影響したものであった。次に「誤使用・不注意等」が 29 件（22%）と多く、故障状態を知らず使用を継続したものや、業務用途として連続運転したことが主な事故原因であった。

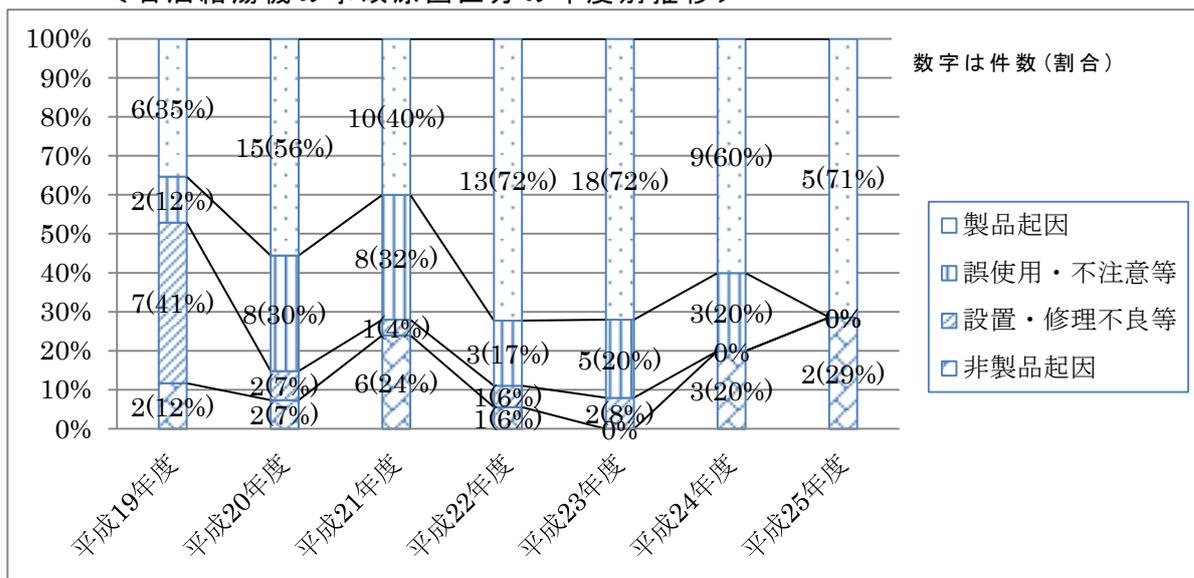
#### <石油給湯機の事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	76 (57%)	・長期使用による送油経路や給気経路への異物混入による噴霧不良が影響 ・缶体の腐食による排気漏れが影響
【誤使用・不注意等】	29 (22%)	・故障を知らず使用を継続したことが影響 ・空だきしたことが影響
【設置・修理不良等】	13 (10%)	・排気筒に断熱処理を施さなかったことが影響 ・屋外式を囲い込み設置したことが影響
【非製品起因】	16 (12%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成 19～21 年度は、「製品起因」が 40% 前後であったが、平成 22 年度以降は 70% 前後に増加している。

製品起因の事故は、経年劣化事故が多いことから、点検制度の対象としている。製品起因以外の原因による事故は、空だきによる事故が多いことから、消安法の技術基準を改正した。

＜石油給湯機の事故原因区分の年度別推移＞



(参考) 石油給湯機事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月 消安法を改正し、点検制度の対象製品に指定

平成 21 年 4 月 ガス事法等の技術基準を改正し、空だき防止装置の搭載を義務化

#### ④ ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）

累計受付件数 206 件のうち、事故原因が判明した 179 件から、リコール同一原因の事故件数 37 件を除く、142 件について整理・分析を行った。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
41	39	27	23	23	30	23	206

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
8	5	2	4	1	7	10	37

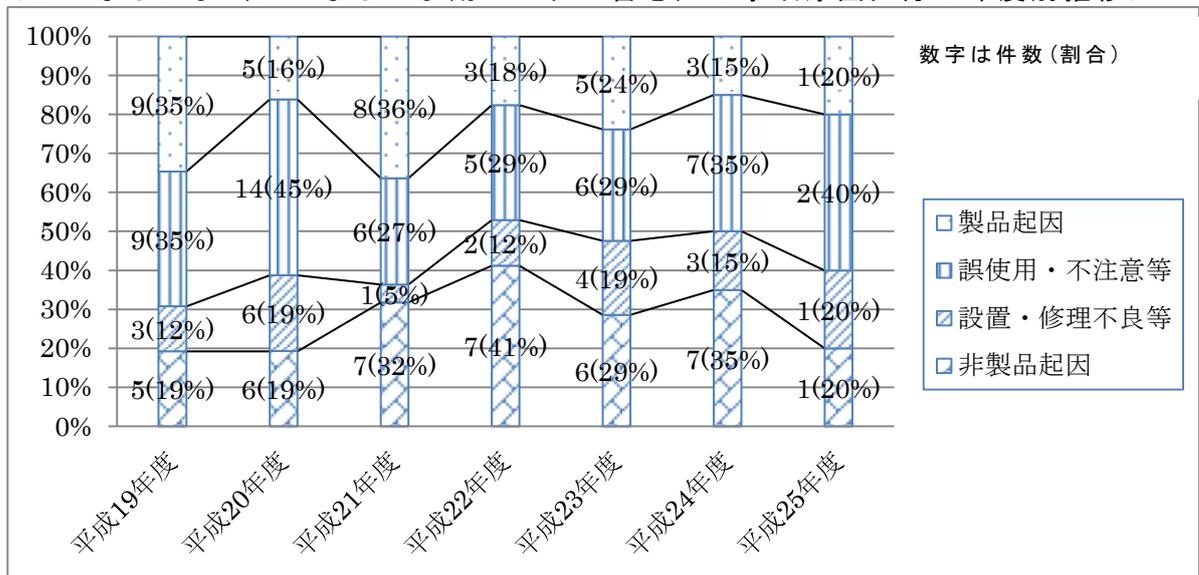
142 件中、「製品起因」が 34 件（24%）で、主な事故原因は、熱交換器の経年劣化による異常燃焼や、ガス種の異なる部品を取り付けたため異常燃焼が影響したものであった。他方、「誤使用・不注意等」が 49 件（35%）で最も多く、器具を冠水させたことが影響したのもや器具栓つまみの操作を誤ったことが主な事故原因であった。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	34 (24%)	・ 熱交換器の経年劣化による異常燃焼が影響 ・ ガス種の異なる部品を取り付けたため異常燃焼が影響
【誤使用・不注意等】	49 (35%)	・ 器具を冠水させたことが影響 ・ 器具栓つまみの操作を誤ったことが影響
【設置・修理不良等】	20 (14%)	・ 燃焼排ガスが滞留する場所に設置したことが影響 ・ 修理時に配線接続を間違っただけに安全装置が作動しなかったことが影響
【非製品起因】	39 (27%)	・ 他の出火源からの延焼によるもの ・ 出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成21年度までは「製品起因」が16%～36%の間で変動していたが、平成22年度以降は20%前後に減少し、「製品起因以外」の原因が80%前後を占めた。製品起因の事故は、経年劣化が原因とみられる事故が多いことから、点検制度の対象とした。製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のプレスリリースを行っている。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の事故原因区分の年度別推移＞



- (参考) ガスふろがま (ガスふろがま用バーナー含む) 事故の再発防止の取組
- 平成 19 年 4 月 ガス用品及び液化石油ガス器具の技術基準を改正し、安全装置の不正改造防止、電装基板の耐用強度向上、不完全燃焼防止装置の搭載を義務化
  - 平成 20 年 4 月 燃焼排ガス中の CO 濃度を低濃度とするガス事業法等の技術基準を改正
  - 平成 21 年 4 月 消安法を改正し、点検制度の対象製品にガスふろがまを指定
  - 平成 25 年 2 月 NITE プレス「ガスふろがま及び石油ふろがまの事故の防止について」
  - 平成 25 年 11 月 NITE プレス「一酸化炭素中毒の事故防止について」

### ⑤ 石油ふろがま (石油ふろがま用バーナー含む)

累計受付件数 143 件のうち、事故原因が判明した 109 件から、リコール同一原因の事故件数 36 件を除く、73 件について整理・分析を行った。

＜石油ふろがま (ガスふろがま用バーナー含む) の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
20	27	29	14	26	11	16	143

＜石油ふろがま (石油ふろがま用バーナー含む) のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
2	8	8	1	7	5	5	36

73 件中、「誤使用・不注意等」が 33 件 (45%) で最も多く、付近に可燃物を置いたものや消費者自身が誤った修理をしたことが主な事故原因であった。

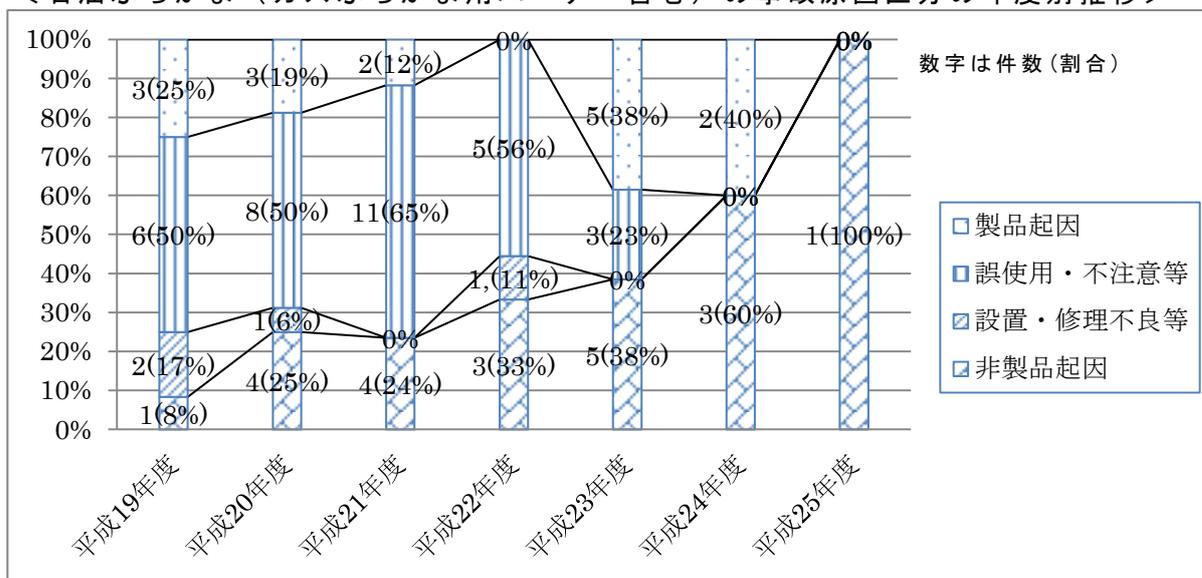
他方、「製品起因」が 15 件 (21%) で、主な事故原因は、点火ノズルの経年劣化による異常燃焼や、電磁ポンプの劣化による異常燃焼が影響したものであった。

＜石油ふろがま（石油ふろがま用バーナー含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	15 (21%)	・ 点火ノズルの経年劣化による異常燃焼が影響 ・ 電磁ポンプの経年劣化による異常燃焼が影響
【誤使用・不注意等】	33 (45%)	・ 付近に可燃物を置いたことが影響 ・ 消費者自身が誤った修理をしたことが影響
【設置・修理不良等】	4 (5%)	・ 銅管をゴム管に変えて接続したことが影響 ・ 正規品で無い部品で修理したことが影響
【非製品起因】	21 (29%)	・ 他の出火源からの延焼によるもの ・ 出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成22年度までは「製品起因」が25%から減少していたが、平成23年度、平成24年度は40%前後に増加した。製品起因の事故は、経年劣化が原因とみられる事故が多いことから、点検制度の対象とした。製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のプレスリリースを行っている。

＜石油ふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の事故原因区分の年度別推移＞



(参考) 石油ふろがま (石油ふろがま用バーナー含む) 事故の再発防止の取組

平成 19 年 4 月 ガス用品及び液化石油ガス器具の技術基準を改正し、安全装置の不正改造防止、電装基板の耐用強度向上、不完全燃焼防止装置の搭載を義務化

平成 21 年 4 月 消安法を改正し、点検制度の対象製品に石油ふろがまを指定

平成 25 年 2 月 NITE プレス「ガスふろがま及び石油ふろがまの事故の防止について」

### (3) その他の製品

#### ① 自転車

累計受付件数 174 件のうち、事故原因が判明した 129 件から、リコール同一原因の事故件数 3 件を除く、126 件について整理・分析を行った。

##### <自転車の受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
9	19	36	32	32	24	22	174

##### <自転車のリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
1	0	1	0	0	0	1	3

126 件中、「製品起因」が 25 件（20％）で、主な事故原因は、ペダルの強度不足が影響したものやフレームパイプの溶接不良等であった。他方、「非製品起因」が 65 件（52％）で最も多く、車輪に異物が挟まり急制動したことが主な事故原因であった。

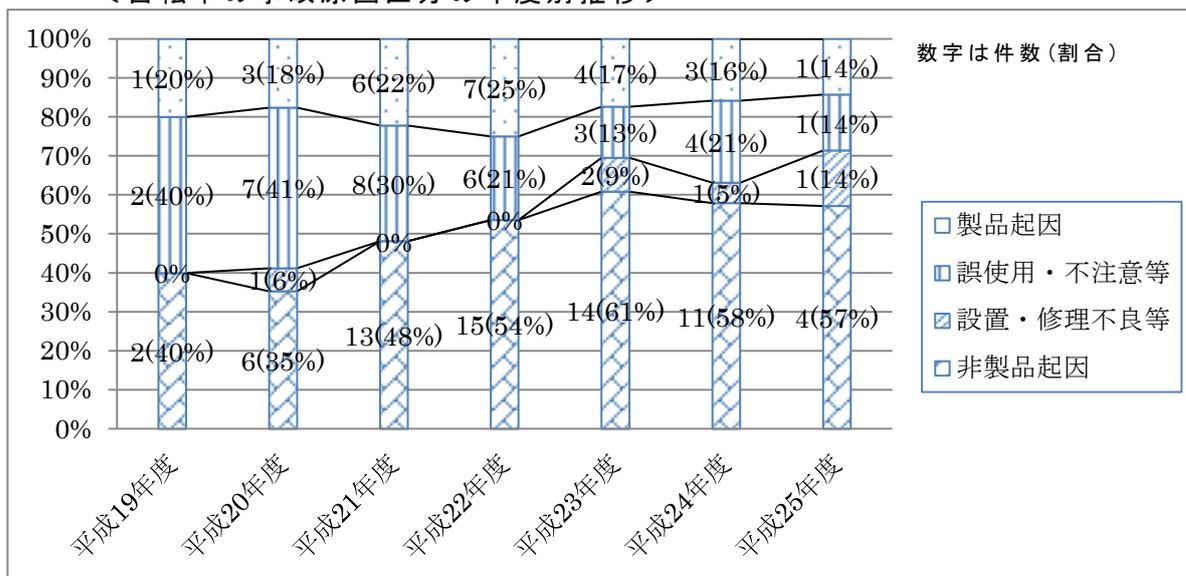
##### <自転車の事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	25 (20%)	・ペダルの強度不足が影響 ・フレームパイプの溶接不良が影響 ・ハンドルポストの組立方法の無記載が影響
【誤使用・不注意等】	31 (25%)	・メンテナンス不足でチェーンが外れたことが影響 ・ブレーキの調整不足が影響 ・運転操作を誤ったことが影響
【設置・修理不良等】	5 (4%)	・販売店の修理不良が影響 ・販売店の組み付け不良が影響
【非製品起因】	65 (52%)	・車輪に異物が挟まり急制動となったもの ・製品に異常が認められないもの

年度別の事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が各年度 20％前後とほぼ一定であるが、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

製品起因以外の原因による事故については、注意事項を記載したチラシを作成し関係団体等に配布するとともに、平成 25 年度は、製品安全セミナーでのチラシ配布、注意喚起のプレスリリースを行った。

＜自転車の事故原因区分の年度別推移＞



（参考）自転車の再発防止の取組

平成 23 年 12 月 N I T E プレス「自転車の事故の防止について」

平成 25 年 4 月 N I T E プレス「自転車の事故の防止について」

平成 26 年 2 月 N I T E プレス「自転車による製品事故の防止について」

② 脚立等

累計受付件数 125 件のうち、事故原因が判明した 103 件から、リコール同一原因の事故件数 1 件を除く、102 件について整理・分析を行った。

＜脚立等の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
15	13	14	19	22	22	20	125

＜脚立等のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
0	0	0	0	0	0	1	1

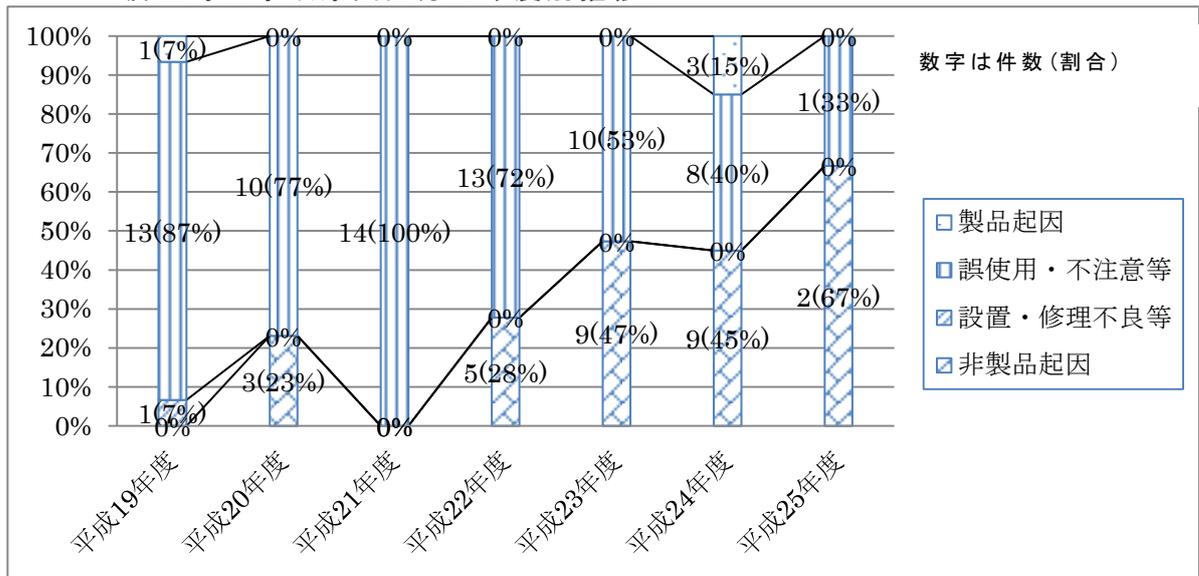
102 件中、「製品起因」が 4 件（5%）で、主な事故原因は、使用時の注意表示の不足や、天板勘合部の構造上の問題が影響したものであった。他方「誤使用・不注意等」が 69 件（68%）で最も多く、作業中にバランスを崩した、設置場所（地面）が適切でなかったことが主な事故原因であった。

<脚立等の事故原因区分別の件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	4 (4%)	・使用時の注意表示が不足していたことが影響 ・天板勘合部の構造上の問題が影響
【誤使用・不注意等】	69 (68%)	・作業中にバランスを崩したことが影響 ・設置場所（地面）が適切でなかったことが影響 ・最大耐荷重を超えたことが影響
【設置・修理不良等】	1 (1%)	・ロフトに規定外のサイズのはしごを設置したことが影響
【非製品起因】	28 (27%)	・切断した枝が支柱を変形させたもの ・製品に異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、各年度とも「製品起因」は、ほとんどなく（0～3件）、「製品起因以外」の原因が大半を占めた。近年、製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のプレスリリースを行った。

<脚立等の事故原因区分の年度別推移>



(参考) 脚立等事故の再発防止の取組

平成 24 年 3 月 NITE プレス「はしごや脚立等による事故の防止」

平成 25 年 1 月 NITE プレス「はしご・脚立及び除雪機の事故の防止」

### ③ いす

累計受付件数95件のうち、事故原因が判明した69件から、リコール同一原因の事故件数3件を除く、66件について整理・分析を行った。

＜いすの受付件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
8	14	16	16	13	17	11	95

＜いすのリコール同一原因の事故件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
0	0	0	1	0	1	1	3

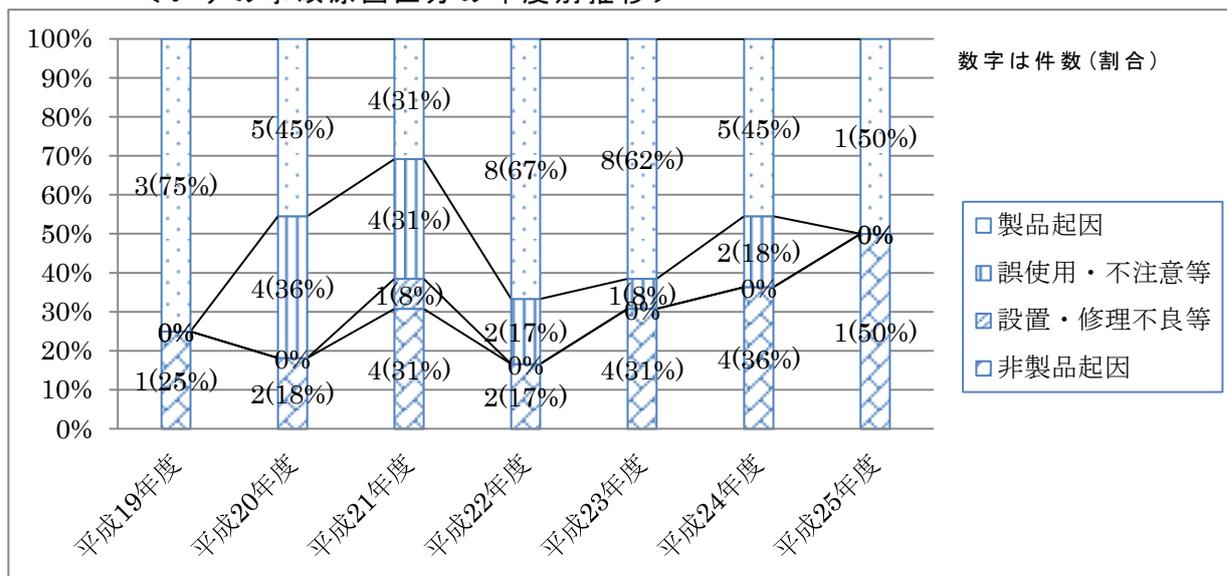
66件中、「製品起因」が34件（52％）で最も多く、樹脂の成形不良や、接着剤の経年劣化、フレームパイプの溶接不良等が主な事故原因であった。次に「非製品起因」が18件（27％）と多かった。

＜事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	34 (52%)	・樹脂の成形不良が影響 ・接着剤の経年劣化が影響 ・フレームパイプの溶接不良が影響 ・再生材の強度不足が影響
【誤使用・不注意等】	13 (20%)	・不安定な姿勢で使用したことが影響 ・踏み台として使用したことが影響
【設置・修理不良等】	1 (2%)	・使用の繰り返してパイプに亀裂が入っていたところに設置者が過大な加重をかけたことが影響
【非製品起因】	18 (27%)	・製品に異常が認められないもの ・折りたたみ機構部等に指を入れてしまったもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」の数値が各年度でばらついており、平成25年度は50％（1件）であった。製品起因の事故は、事故原因に傾向性はなく、単品の製造不良が多いため、製造事業者等の品質管理の向上が望まれる。

＜いすの事故原因区分の年度別推移＞



④ 靴

累計受付件数 75 件のうち、事故原因が判明した 64 件について整理・分析を行った。

＜靴の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
4	8	8	14	13	18	10	75

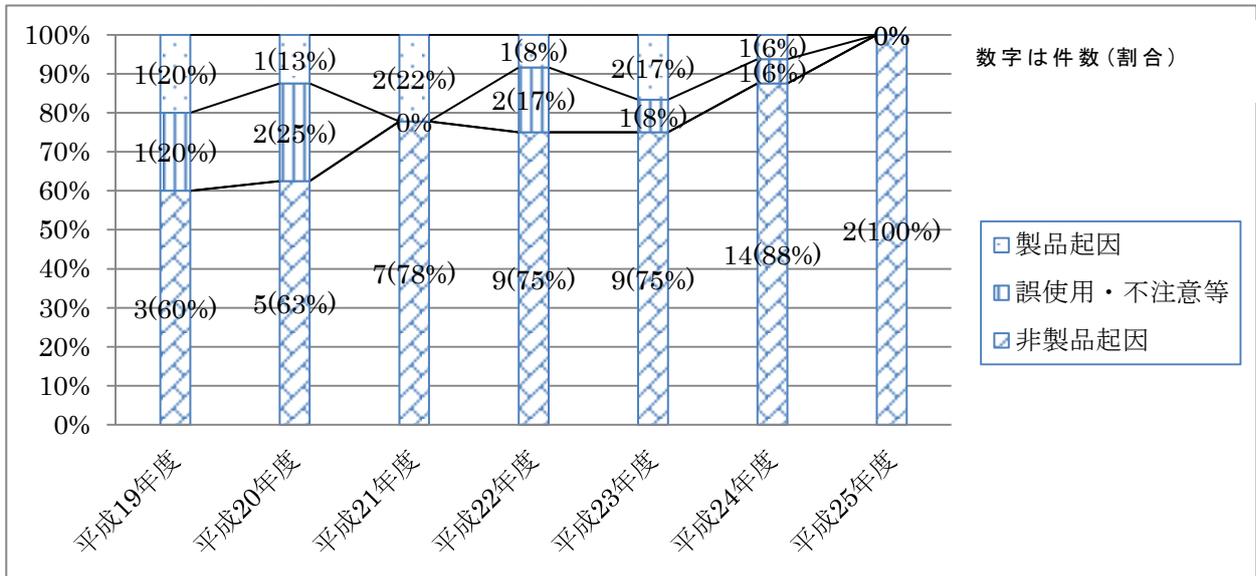
64 件中、「製品起因」が 8 件（16%）で、ヒールの耐衝撃性が不十分であったこと、靴底が滑りやすかったことが主な事故原因であった。他方、「非製品起因」が 49 件（77%）で最も多かった。

＜靴の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	8 (13%)	・ヒールの耐衝撃性が不十分であったことが影響 ・靴底が滑りやすかったことが影響 ・ソールの接着不良に経年劣化が影響
【誤使用・不注意等】	7 (11%)	・トレーニング効果のある製品でバランスを崩したことが影響 ・雨で濡れた路面で滑ったことが影響 ・ソールが摩耗していたことが影響
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	49 (76%)	・製品に異常が認められないもの

年度別の事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が各年度1、2件で、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

＜靴の事故原因区分の年度別推移＞



### ⑤ 湯たんぽ

累計受付件数57件のうち、事故原因が判明した48件から、リコール同一原因の事故件数7件を除く、41件について整理・分析を行った。

＜湯たんぽの受付件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
2	13	7	7	6	14	8	57

＜湯たんぽのリコール同一原因の事故件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
2	3	0	0	0	1	1	7

41件中、「製品起因」が6件（15%）で、主な事故原因は、本体表示の不備、溶着部の接着不良や本体の成形不良が影響したものであった。他方、「誤使用・不注意等」が27件（66%）で最も多く、長時間接触していたこと、布団の中で使用したことが主な事故原因であった。

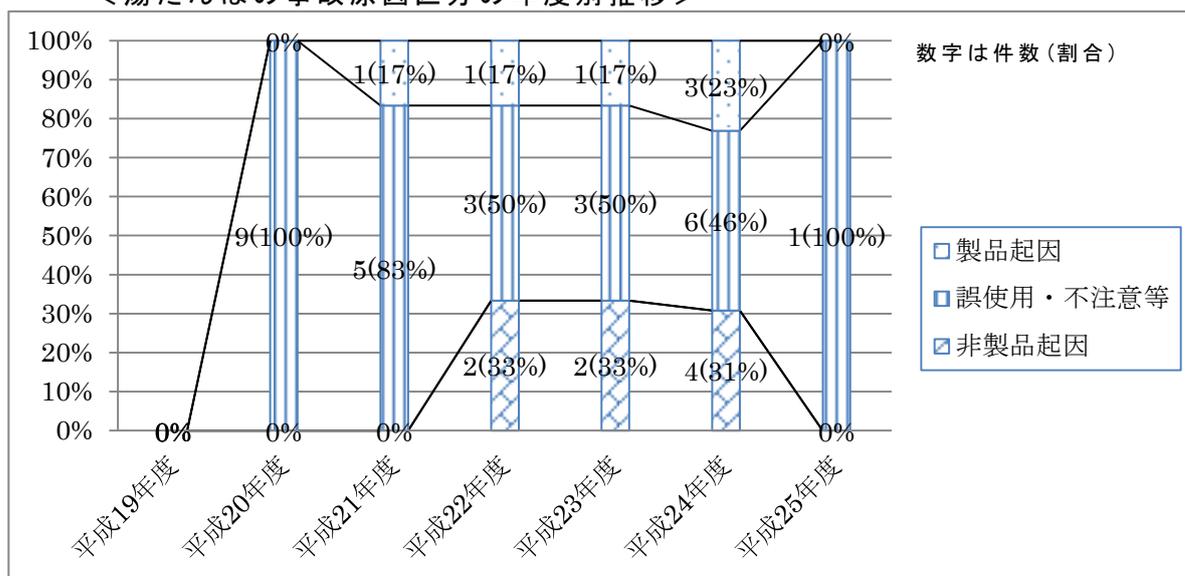
<湯たんぽの事故原因区別の件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	6 (15%)	・ 本体表示の不備が影響したもの ・ 溶着部の接着不良が影響したもの ・ 本体の成形不良が影響したもの
【誤使用・不注意等】	27 (66%)	・ 長時間接触していたことが影響したもの ・ 布団の中で使用したことが影響したもの
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	8 (20%)	・ 製品に異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が17%（1件）の間で推移していたが、平成24年度は23%（3件）に増加した。

製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のためのプレスリリースを行った。

<湯たんぽの事故原因区分の年度別推移>



(参考) 湯たんぽ事故の再発防止の取組

平成24年2月 NITE プレス「電気こたつ、ゆたんぽ等の冬場の事故防止について」

平成24年11月 NITE プレス「電気こたつ、電気カーペット及びゆたんぽの冬の事故の防止について」

### 3. リコール未対策品の重大製品事故の発生状況

#### (1) 事業者の自主リコールの状況

平成25年度に、事業者が製品交換・無償修理等を行う自主リコールを開始した件数は116件であった。平成19年度以降、自主リコールの累計は921件となった。

＜各年度のリコール開始件数＞

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
重大事故契機	52	45	22	18	21	17	17
非重大事故契機	127	120	108	109	92	74	99
計	179	165	130	127	113	91	116

平成25年度に、重大製品事故の発生を受けて自主リコールを実施した件数は17件（電気製品11件、その他の製品6件）であった。平成19年度以降、重大製品事故契機の自主リコールの累計は192件となった。

重大製品事故契機の自主リコールを開始する場合は、経済産業省においてもリコール情報を公表して注意喚起を実施している。

#### 電気製品（11件製品）

- ・空気圧縮機（株式会社パオック）
- ・洗濯乾燥機（三洋電機株式会社）
- ・コンセント（株式会社寺田電機）
- ・洗濯機（シャープ株式会社）
- ・テレビチューナー（ソフトバンクBB株式会社）
- ・扇風機（株式会社アピックスインターナショナル）
- ・充電式カイロ（株式会社イデアインターナショナル）
- ・ウォーターサーバー（株式会社コスモライフ）
- ・電気洗濯乾燥機（東芝ホームアプライアンス株式会社）
- ・加湿器（アイリスオーヤマ株式会社）
- ・電気蓄熱式湯たんぽ（株式会社トラストレックス）

#### その他の製品（6製品）

- ・折りたたみ自転車（株式会社エヌビーエス）
- ・水筒（東亜金属株式会社）
- ・モップ絞り器（株式会社テラモト）
- ・収納家具（株式会社ニッセン）
- ・踏み台（コーナン商事株式会社）
- ・ダンベル（株式会社カインズ）

## (2) リコール未対策品による重大製品事故の発生状況

リコール開始後、事業者が製品の回収等を行っているにも係わらず、未回収・未修理等のリコール未対策品による重大製品事故が年間100件以上発生しており、重大製品事故全体の1割を占めている。リコール未対策品に重大製品事故が発生した場合は、消費者庁が当該重大製品事故を公表する際に、リコールに関する特記事項を掲載して注意喚起を実施している。

### <リコール未対策品による重大製品事故の発生状況>

製品名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
石油給湯機	42	29	24	29	11	14	12
石油ふろがま	2	9	8	1	7	5	10
石油ストーブ	0	1	4	11	9	5	2
電気こんろ	45	30	10	8	13	10	6
電子レンジ	8	16	14	17	8	10	8
電気ストーブ	5	8	9	11	10	8	8
エアコン	3	5	8	9	5	7	6
ガスふろがま	8	5	2	4	1	7	10
電気洗濯乾燥機	1	4	4	1	2	3	6
電気洗濯機	2	1	1	1	7	7	11
自転車用幼児座席	0	0	0	8	5	1	0
その他	31	37	29	41	47	67	49
計	147	145	113	141	125	144	128

(注) 上記件数は、リコールを開始する契機となった事故、リコール製品の対象型式ではあるが、調査を待たなければリコールと同一原因であるか判明しないものも含まれている。

リコール未対策品の事故が、リコール開始の原因と同一の事故(リコール同一原因の事故)か否かの特定は、事業者の報告後の調査によって判明する。

平成19年度以降、リコール未対策品による重大製品事故は、合計943件報告されているが、調査の結果、約8割にあたる783件がリコール同一原因の事故と判明し、残り2割はリコール同一原因ではなかった。

平成25年度におけるリコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故は96件であった。

＜リコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故発生状況＞

製品名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
石油給湯機	41	29	22	26	10	14	11
石油ふろがま	2	8	8	1	7	5	4
石油ストーブ	0	0	2	3	2	2	2
電気こんろ	29	28	10	8	12	9	6
電子レンジ	8	13	13	17	7	9	7
電気ストーブ	4	9	9	9	10	8	7
エアコン	1	3	8	9	3	5	6
ガスふろがま	8	5	2	4	1	7	10
電気洗濯乾燥機	1	3	2	1	0	2	3
電気洗濯機	3	1	2	3	6	6	9
自転車用幼児座席	0	0	0	4	6	0	0
その他	25	35	27	35	30	45	31
計	122	134	105	120	94	112	96

(3) リコールフォローアップの実施状況

リコール未対策品による重大製品事故が発生した場合、経済産業省は事業者からリコール対策の取組状況を聴取し、効果的なリコール対策の検討等を指導するリコールフォローアップを実施している<sup>(注)</sup>。平成25年度までに累計約400品目についてフォローアップを実施した。また、消費者庁では、リコール未対策品の重大製品事故をとりまとめて毎月公表している。

(注) 平成25年2月に、リコール中のTDK製加湿器による火災で死亡事故が発生したこと、また、リコール中の製品で火災等の重大事故が再発している状況等を踏まえ、経済産業省は、重大事故報告制度が創設された平成19年度以降に、リコール同一原因による重大製品事故が再発した127製品のうち、高齢者・子供用製品や重大製品事故が多発している製品等、28製品について、各社の取組状況の点検を実施した。

この結果を踏まえ、同年4月26日、経済産業省は消費者庁と連携して、リコール実施中に重大製品事故が再発した全ての製造・輸入事業者(91社)に対し、製品特性や使用者層、使用地域等を踏まえた効果的な追加対策の検討を要請。同時に、販売事業者(3団体)に対しても、製造・輸入事業者からの要請に応じ、リコール情報を消費者に提供するよう協力を要請した。

#### (4) 事業者のリコール追加対策の取組状況

平成25年度にリコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故が複数(2件以上)発生している22製品(82件)において、製造事業者等が実施したリコール追加対策の取組状況は、以下のとおり。

##### 製品名、平成25年度に発生した重大製品事故の件数

- 会社名
- リコール開始日
- 事故原因

【平成25年度に実施した取組】

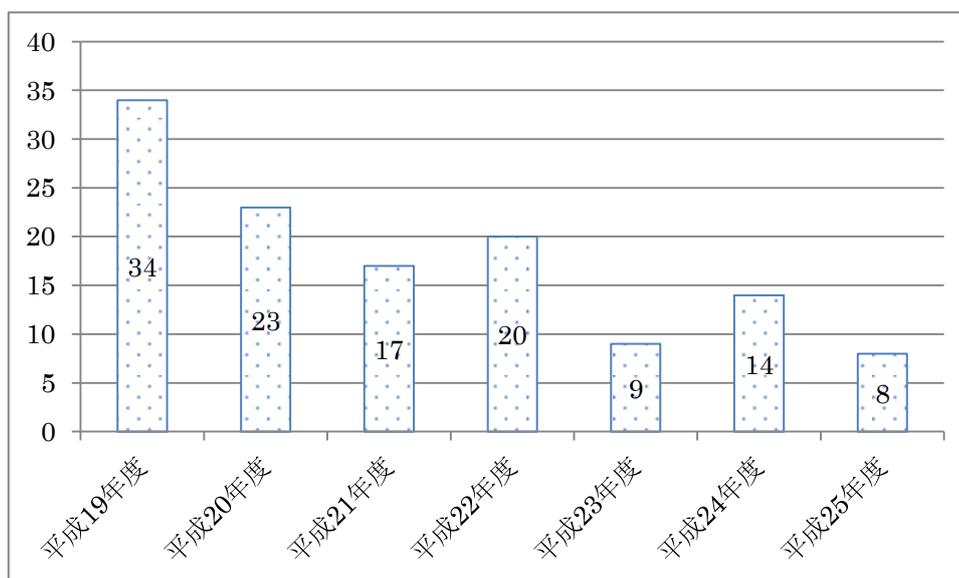
##### ① 石油給湯機 8件

- 株式会社ノーリツ
- 平成14年10月24日
- 製品内部のOリングが長年の使用により劣化し灯油が製品内部に漏れて引火し出火

【平成25年度に実施した取組】

- ・顧客リストによる架電・DM
- ・ポスター、チラシ配布
- ・石油商業組合、ガソリンスタンド、水道設備業者等への広報活動
- ・チラシポスティングの地域拡大
- ・自治会、町内会への補足活動(回覧板への掲載依頼)の地域拡大

(参考) リコール同一機種事故発生件数推移



**② ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む） 8件**

- 株式会社世田谷製作所
- 平成19年4月19日開始
- 製品内の部品の設計の不具合により、ガバナ部のダイヤフラムに亀裂が生じてガスが漏れ、バーナーの火が引火して出火

【平成25年度に実施した取組】

- ・ホームページ掲載を改訂し、より訴求力を高めたページにした更なる周知
- ・ガス事業者より改めて顧客リストの提供を受けて設置場所のさらなる特定

**③ 電気冷蔵庫 6件**

- シャープ株式会社
- 平成24年4月16日開始
- 始動リレー（起動用電気部品）内のPTC素子（電流を制御する部品）の品質のばらつきにより発熱故障し、始動リレー内部で発煙・焼損。

【平成25年度に実施した取組】

- ・顧客登録者（メール会員）へのメール配信
- ・修理エンジニア訪問時にチラシ配布
- ・消費者相談センターへチラシ配布

**④ 電気こんろ 6件（協議会を設立して対応）**

- パナソニック株式会社、日立アプライアンス株式会社、三菱電機株式会社、富士工業株式会社
- 平成19年7月4日開始
- スイッチつまみに身体が当たるなどにより意図せず電源が入り、電気こんろの上に可燃物が置いてある場合に発火

【平成25年度に実施した取組】

- ・消防会議への出席、情報提供
- ・主要都市消防各局、全国消防庁会への協力要請
- ・宅建協会へのチラシ配布、協力要請
- ・高層住宅管理業協会へのチラシ配布、協力要請

**⑤ 電気洗濯機 5件**

- ハイアールジャパンセールス株式会社
- 平成22年11月12日開始
- モーター用コンデンサーの製造工程において、異物が混入していたため、使用中に徐々に絶縁劣化を起し出火

【平成25年度に実施した取組】

- ・店頭告知による周知
- ・アフターサービス履歴を再精査して電話連絡による確認
- ・リサイクルショップへの周知

**⑥ 石油ふろがま 4件**

- 株式会社長府製作所
- 平成19年7月27日開始
- 点検用コネクター（空焚き防止装置を働かせないようにするもの）を修理・点検後に戻し忘れたため、空焚きとなった際に空焚き防止装置が作動せず出火

【平成25年度に実施した取組】

- ・販売店向けへの周知
- ・新聞折り込みチラシ配布
- ・テレビCM放映による周知
- ・情報提供料の設定

**⑦ コンセント 4件**

- 株式会社寺田電機製作所
- 平成25年5月22日開始
- コンセントにプラグを差し込んだ状態で斜め方向から過度な力が加わった際に、取り付け枠のカシメ部が変形、ショートし、出火

【平成25年度に実施した取組】

- ・設置ビル管理会社等への通知
- ・交換工事の実施

**⑧ 電気洗濯機 3件**

- シャープ株式会社
- 平成14年4月3日開始
- 運転中の振動により、モーターと制御基盤中継コネクター間のモーターリード線が断線し、発生したスパークが防音緩衝材に着火し、発煙・発火

【平成25年度に実施した取組】

- ・顧客登録者（メール）全員へメール送付
- ・修理エンジニア訪問時にチラシ配布
- ・消費者相談センターへチラシ配布

### ⑨ エアコン 3件

- 東芝キャリア株式会社
- 平成16年8月20日開始
- ファンモーターのリード線接続部分に、エアコン洗浄液等の電気を通しやすい物質が付着・侵入したことに加え、製品内部で発生した結露がリード線接続部分に回りこんだことによって、トラッキング現象が生じ出火

【平成25年度に実施した取組】

- ・都道府県公式ホームページへのバナー掲載
- ・リサイクルセンターでの捕捉
- ・エアコン修理事業者への注意喚起
- ・地方自治体広報誌、回覧板、タウン誌・情報誌での周知

### ⑩ 電子レンジ 3件

- 株式会社千石
- 平成15年9月2日開始
- ドアの開閉を検知するスイッチの製造不良により、接点部でスパークが発生し、出火

【平成25年度に実施した取組】

- ・家電メーカーサービスマンによるチラシ配布
- ・テレビCM放映による周知

### ⑪ 電子レンジ 3件

- 小泉成器株式会社
- 平成19年9月12日開始
- マイクロスイッチの接点不具合により、使用中に発煙、発火

【平成25年度に実施した取組】

- ・店頭告知による周知
- ・ホームページ掲載

### ⑫ 携帯型音楽プレイヤー 2件

- Apple Japan 合同会社
- 平成20年8月20日開始
- バッテリーセル内部に製造上の不具合があったために、充放電を繰り返すうちにセル内部の絶縁部が劣化し、バッテリーが内部短絡を起こし過熱

【平成25年度に実施した取組】

- ・登録ユーザーへの電子メール配信による再周知
- ・登録ユーザーへの itunes 起動時のアナウンス

#### ⑬ 石油給湯機 2件

- TOTO株式会社
- 平成20年9月1日開始
- 製品内部のOリングが長年の使用により劣化し灯油が製品内部に漏れて引火し出火

【平成25年度に実施した取組】

- ・自治会、町内会への回覧板への掲載依頼
- ・メンテナンス会社への修理訪問時確認依頼実施
- ・点検拒否者、電話不通者への直接訪問実施

#### ⑭ 電気冷蔵庫 2件

- LG ELECTRONICS JAPAN株式会社
- 平成20年12月16日開始
- コンデンサの製造不良により、内部の酸化が進行し、規定以上の電気抵抗が生じて出火

【平成25年度に実施した取組】

- ・販売店からユーザー情報を入手し電話連絡
- ・リサイクルセンターでの廃棄品捕捉

#### ⑮ 電気ストーブ 2件

- 燦坤日本電器株式会社
- 平成20年4月21日開始
- 強弱切り替えスイッチに使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し出火

【平成25年度に実施した取組】

- ・新聞社告
- ・ホームページ掲載

#### ⑯ エアコン(室外機) 2件

- ダイキン工業株式会社
- 平成21年2月3日開始
- 制御基盤に異物が侵入、付着することでトラッキングが発生し出火

【平成25年度に実施した取組】

- ・ハウスメーカー顧客リストに基づく架電
- ・マンション管理会社を通じた周知
- ・業界紙への掲載
- ・地域別WEBチラシへの掲載

**⑰ 食器洗い乾燥機 2件**

- リンナイ株式会社
- 平成24年8月24日開始
- 製品内部で漏れた水が基盤又はコネクタ部に浸入することでトラッキングが発生し出火

【平成25年度に実施した取組】

- ・所有者あてDM送付
- ・ホームページ掲載

**⑱ 電気洗濯乾燥機 2件**

- 東芝ホームアプライアンス株式会社
- 平成20年4月16日開始
- 液体洗剤が本体内に垂れ落ち、リード線に付着することで皮膜の絶縁性能が劣化し、発煙、発火

【平成25年度に実施した取組】

- ・修理エンジニア訪問時のチラシ配布
- ・ホームページ掲載

**⑲ 食器洗い乾燥機 2件**

- パナソニック株式会社
- 平成18年10月31日開始
- 洗浄水がファンモーター部に浸入し、トラッキング現象が発生し出火。

【平成25年度に実施した取組】

- ・ホームページ掲載

**⑳ 温水洗浄便座 2件**

- TOTO株式会社
- 平成19年4月16日開始
- 使用中の熱衝撃及び振動により、メッキが剥がれてコネクタ部が接触不良とな

り発熱

【平成25年度に実施した取組】

- ・ 自社、ホームページ（OEM先含む）掲載
- ・ アフターサービスでの補足活動
- ・ 雑誌掲載
- ・ 新製品ニュース等への掲載
- ・ グループ社員による補足活動（石油機器部門等との協調）
- ・ 工業会のチラシ掲載

**㊦ マグカップ 2件**

- 凸版印刷株式会社
- 平成25年12月2日開始
- 製造不良により突然破損し、お湯等により火傷

【平成25年度に実施した取組】

- ・ 新聞社告
- ・ ホームページ告知
- ・ 店舗告知

## 4. 経年劣化対策（長期使用製品安全点検・表示制度）

平成19年5月から平成26年3月までに報告があった重大製品事故のうち、事故原因が経年劣化に起因する事故<sup>注)</sup>に関して、長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の対象品目について整理するとともに、対象品目以外の製品で経年劣化に起因する事故が発生している製品について整理を行った。

注)：経年劣化に起因する事故：設計・製造上の瑕疵がないにもかかわらず、製品の長期使用に伴い製品の部品・材料が本来果たすべき機能を発揮できなくなった結果生じた事故。なお、抽出にあたっては、重大製品事故及びNITE事故情報データベースの事故を品目ごとに集計してバスタブカーブ（事故率曲線）を求め、摩耗故障期に起こった重大製品事故について事故内容の精査を行う。

### (1) 点検制度の対象品目

#### ① 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）

平成25年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査状況に変化はなく、経年劣化事故の合計は9件である。製造から事故発生までの経過期間（以下「経過期間」という）10年以上20年未満に7件の事故が発生している。

#### ② 屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）

平成25年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査状況に変化はなく、経年劣化事故の合計は4件である。経過期間15年以上35年未満で事故が散見している。

#### ③ 石油給湯機

平成25年度の経年劣化起因の事故は3件発生した。平成24年度以前の調査結果に変化はなく経年劣化事故の合計は29件となった。経過期間10年以上30年未満で27件の事故が発生している。

#### ④ 石油ふろがま

平成25年度の経年劣化起因の事故は2件発生した。調査の結果、新たに平成24年に1件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は10件となった。経過期間15年以上40年未満で事故が散見され、25年以上35年未満で7件の事故が発生している。

#### ⑤ 密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機

経年劣化事故は報告されていない。

#### ⑥ ビルトイン式電気食器洗機

平成25年度の経年劣化起因の事故は1件発生した。調査の結果、新たに平成24年に1件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は8件と

なった。経過期間 10 年以上 25 年未満で 8 件の事故が発生している。

#### ⑦ 浴室用電気乾燥機

経年劣化事故は報告されていない。

### (2) 表示制度の対象品目

#### ① 扇風機

平成 25 年度は、事故が 2 件報告されており、経過期間はそれぞれ約 20 年と約 39 年であった。事故原因について、一つはローター軸受が固着したため、モーターコイルが過熱して絶縁劣化し、スパークが発生して、火災に至ったもの、もう一方はモーター用コンデンサーの絶縁性能が低下し、発熱、出火に至ったものであった。また、調査の結果、新たに平成 24 年度に 1 件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は 78 件となった。経過期間 30 年以上に事故が 70 件発生している。

#### ② エアコン

平成 25 年度の経年劣化起因の事故は 1 件報告された。経年劣化事故の合計は 24 件となった。経過期間 15 年以上 20 年未満で 9 件、20 年以上 40 年未満で 12 件の事故が発生している。

#### ③ 換気扇

平成 25 年度の経年劣化起因の事故は報告されていないが、調査の結果、平成 24 年度に 2 件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は 24 件となった。経過期間 30 年以上 40 年未満で 18 件の事故が発生している。

#### ④ 電気洗濯機（乾燥装置を有するものを除く）

平成 25 年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査状況に変化はなく、経年劣化事故の合計は 4 件である。経過期間 20 年以上 35 年未満に事故が発生している。

#### ⑤ テレビ（ブラウン管型）

平成 25 年度の経年劣化起因の事故は 1 件報告された。経年劣化事故の合計は 21 件となった。経過期間 20 年以上 25 年未満で 11 件の事故が発生している。

### (3) 対象製品以外で注目する製品

#### ① 屋外式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）

平成25年度の経年劣化起因の事故は2件発生しており、事故原因は、2件とも熱交換器がスス詰まりを起こしていた。一つは異常に高温となり断熱材が劣化し、設置壁面を焼損したものの、もう一方は不完全燃焼を発生し、排気ガスと混じって排出された未燃ガスに引火し火災に至ったものであった。平成24年度以前の調査結果では、屋外式ガス瞬間湯沸器ではなく屋外式ガスふろがまであったことが判明したものが1件あり、経年劣化事故の合計は21件となった。経過期間15年以上25年未満で17件の事故が発生している。

#### ② 屋外式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）

平成25年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。平成24年度以前の調査結果では、新たに経年劣化に起因する事故と判明したものが1件あった。このため、経年劣化事故の合計は11件となった。経過期間10年以上で事故が発生している。

#### ③ 電気冷蔵庫

平成25年度の経年劣化起因の事故は2件報告された。調査の結果、平成24年に1件が経年劣化に起因する事故と判明した。事故原因は、圧縮機用コンデンサーが長期使用により絶縁劣化し出火に至ったもの、霜取りした水が内部のスイッチ端子に流れ端子間でトラッキングが発生し火災に至ったもの、及び長期使用によりモーターのコイルがショートし出火に至ったものであった。このため、経年劣化事故の合計は23件となった。経過期間30年以上35年未満で13件の事故が発生している。

#### ④ 電子レンジ

平成25年度の経年劣化起因の事故は1件報告された。平成24年度以前の調査結果では、経年劣化ではないと判断されたものが2件あり、経年劣化事故の合計は16件となった。経過期間15年以上20年未満で13件の事故が発生している。

#### ⑤ 照明器具（蛍光灯器具）

平成25年度の経年劣化起因の事故は2件発生しており、事故原因は、安定器の部品が絶縁劣化し火災に至ったもの、及び重なっていた配線の被覆が劣化し短絡したため出火に至ったものであった。また、調査の結果、新たに平成24年に2件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は27件となった。経過期間40年までの製品で事故が拡散している。

#### ⑥ インターホン

平成25年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。平成24年度以前の調査結果では、経年劣化に起因しない事故と判明したものが1件あり、経年劣化事故の合計は8件となった。経過期間10年以上25年未満の製品で7件の事故

が発生している。

### ⑦ 温水洗浄便座

平成25年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査状況に変化は無く、経年劣化事故の合計は10件である。経過期間15年以上25年未満の製品で事故が発生している。

#### (4) 対象品目の見直し状況

現在、点検制度・表示制度の対象とされていない製品について、経年劣化に起因する重大製品事故の発生率（年平均）を計算したところ、すべての製品が1ppm未満であったため、新たに対象品目として追加する製品はなかった。また、事故件数及び事故内容から、経年劣化の表示が必要と認められる製品はなかった。

今後も、経年劣化事故の分析等を踏まえつつ、必要に応じて、対象品目の追加等を検討する。

#### <年度別経年劣化が原因とみられる事故の発生>

	製品名	経年劣化事故発生年							計
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
点検制度	屋内式ガス瞬間湯沸器（TG用・LPG用）	2	0	3	1	3	0	0	9
	屋内式ガスふろがま（TG用・LPG用）	1	1	1	0	0	1	0	4
	石油給湯機	2	11	5	3	5	0	3	29
	石油ふろがま	3	3	0	0	1	1	2	10
	密閉燃焼（FF）式石油温風暖房機	0	0	0	0	0	0	0	0
	ビルトイン式電気食器洗機	0	0	1	1	4	1	1	8
	浴室用電気乾燥機	0	0	0	0	0	0	0	0
表示制度	扇風機	26	17	10	10	11	2	2	78
	エアコン（電気冷房機を含む。）	4	5	4	7	2	1	1	24
	換気扇	3	8	3	3	2	5	0	24
	電気洗濯機（乾燥装置を有するもの除く）	0	1	0	1	2	0	0	4
	ブラウン管テレビ	4	5	7	2	2	0	1	21
その他の品目	屋外式ガス瞬間湯沸器（TG用・LPG）	1	3	5	7	3	0	2	21
	屋外式ガスふろがま（TG用・LPG用）	0	2	4	2	1	2	0	11
	電気冷蔵庫	2	7	4	3	1	4	2	23
	電子レンジ	2	2	6	5	0	0	1	16
	照明器具（蛍光灯器具）	6	4	2	1	7	5	2	27
	インターホン	0	2	1	4	1	0	0	8
	温水洗浄便座	1	3	2	0	3	1	0	10

<経過期間別の経年劣化が原因とみられる事故の発生状況>

	製品名	経過期間							計	
		10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上40年未満		40年以上
点検制度	屋内式ガス瞬間湯沸器(TG用・LPG用)		3	4	2					9
	屋内式ガスふろがま(TG用・LPG用)			1	1	1	1			4
	石油給湯機		8	7	4	8	2			29
	石油ふろがま			1	1	4	3	1		10
	密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機									0
	ビルトイン式電気食器洗機		4	3	1					8
	浴室用電気乾燥機									0
表示制度	扇風機			1	6	1	10	40	20	78
	エアコン(電気冷房機を含む)		3	9	3	2	5	2		24
	換気扇		1		2	2	8	10	1	24
	電気洗濯機(乾燥装置を有するものを除く)				1	2	1			4
	ブラウン管テレビ		3	5	11	2				21
その他の品目	屋外式ガス瞬間湯沸器(TG用・LPG用)		2	8	9	2				21
	屋外式ガスふろがま(TG用・LPG用)		4	2	3	1		1		11
	電気冷蔵庫			4	1	2	13	2	1	23
	電子レンジ		1	13	1		1			16
	蛍光灯器具	2	6	4	5	5	4	1		27
	インターホン		2	2	3			1		8
	温水洗浄便座			3	4	2	1			10

(5) 点検制度の施行状況について

① 所有者情報の登録状況

所有者情報の登録件数は、平成26年3月末で約466万件となり、前年同期に比して約110万件増加し、製造・輸入された特定保守製品の累計台数に対する登録率は約36%、前年同期に比して約1%増加した。

機器別の所有者情報の登録状況は以下のとおり。

<ガス機器>

製造・輸入台数全体の約31%を占めるガス機器の所有者情報の登録件数は、約167万件となり前年同期に比して約33万件増加した。

<石油機器>

同じく全体の約23%を占める石油機器の所有者情報の登録件数は、約106万件となり、前年同期に比して約25万件増加した。

<電気製品>

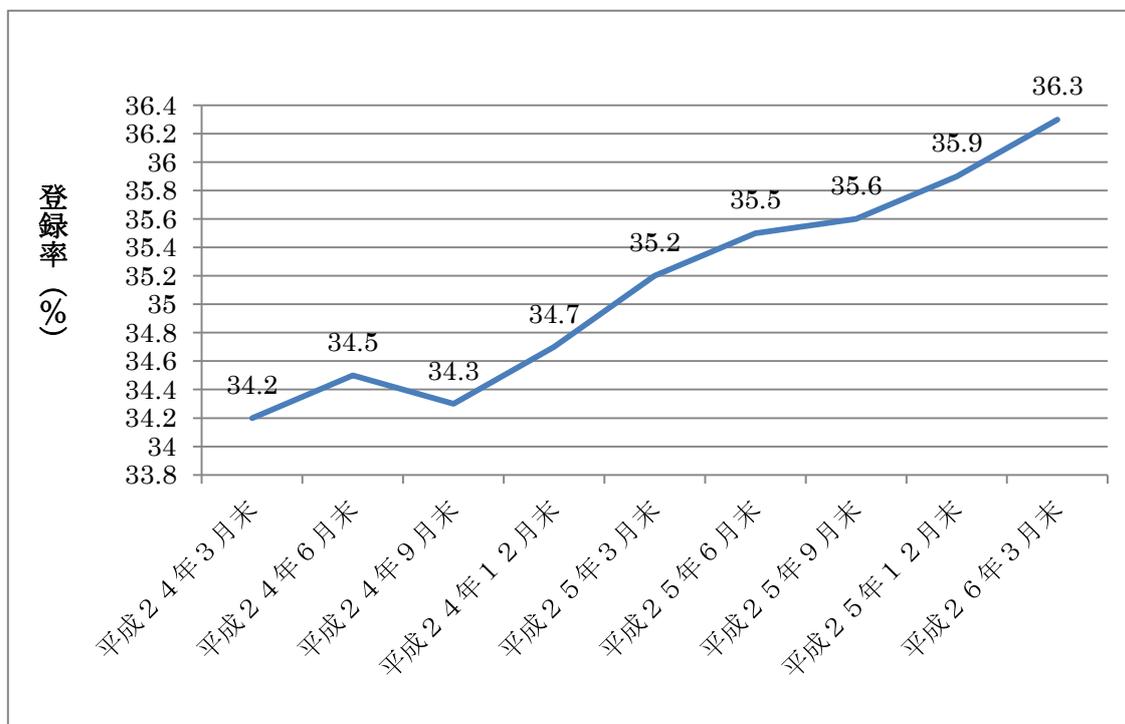
同じく全体の約47%を占める電気製品の所有者情報の登録件数は、約193万件となり、前年同期に比して約53万件増加した。

<平成26年3月末現在の所有者情報の登録状況>

		所有者情報 登録累計件数 (千件) (前年同期)	製造・輸入 累計台数 (千台) (前年同期)	登録率 (前年同期)		25年度 登録率
合 計		4,657(3,554)	12,826(10,085)	36%	(35%)	40%
機 器 別	ガス機器	1,670(1,339)	3,948(3,231)	42%	(41%)	46%
	石油機器	1,056(811)	2,896(2,295)	37%	(35%)	41%
	電気製品	1,931(1,405)	5,982(4,558)	32%	(31%)	37%
品 目 別	屋内式ガス瞬間湯沸器(都)	784(627)	1,633(1,321)	48%	(48%)	50%
	屋内式ガス瞬間湯沸器(LP)	496(395)	1,511(1,243)	33%	(32%)	38%
	屋内式ガスふろがま(都)	330(267)	615(510)	54%	(52%)	60%
	屋内式ガスふろがま(LP)	61(50)	189(157)	32%	(32%)	35%
	石油給湯機	731(566)	1,854(1,478)	39%	(38%)	44%
	石油ふろがま	58(47)	162(135)	36%	(35%)	41%
	密閉燃焼式石油温風暖房機	267(198)	879(683)	30%	(29%)	35%
	ビルトイン式電気食器洗機	903(659)	2,670(2,045)	34%	(32%)	39%
浴室用電気乾燥機	1,027(746)	3,312(2,513)	31%	(30%)	35%	

平成24年6月の「長期使用製品安全点検制度及び表示制度の解説（ガイドライン）」の見直し以降、各関係者において、順次、対策がとられているところであり、登録率は年々上昇傾向にある。

<所有者情報の登録率の推移>



② 制度の一層の定着に向けた取組

a. 経済産業省における取組

- 平成24年6月、ガイドラインの見直し（所有者票等への黄色系統の使用、所有者票の簡素化等の所有者票の改善、統一ロゴマークの設定、特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載の推奨、販売事業者等の所有者情報の提供への協力）。
- 平成24年7月、流通関係、不動産・建築関係を含む事業者団体等（約80社・団体）へ文書を発出し、当該ガイドラインの改定内容の周知と協力を要請（併せて、特定製造事業者等に対し、特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載を推進するよう要請）。
- 平成24年9月、長期使用製品安全点検制度（以下、「点検制度」）の解説のためのリーフレット（事業者向け約10万部、消費者向け約15万部）等を作成し、特定保守製品取引事業者（販売事業者等）、関連事業者、消費者等に対し配布。
- 平成25年度製品安全セミナーにおいて点検制度の概要説明及び消費者向けリーフレットを配布。関連事業者団体主催シンポジウム（10月開催）の後援及びリーフレットの配布。

b. 関係工業会における取組

- 所要の業界ガイドラインの改定。
- 各種媒体・機会（ホームページ、講習会等）を通じた、点検制度に関する周知活動の展開。
- ガス機器点検員資格制度（ガス点検員育成のための業界自主資格制度）における点検員用名刺への点検制度の統一ロゴマークを使用したシールの貼付。
- 所有者票代行記入の周知のためのチラシ（21万部）を作成し、特定製造事業者等を通じて取引事業者に配布。

c. 特定製造事業者等における取組

- 各種媒体・機会（ホームページ、修理訪問時、商品説明会等）を通じた、点検制度に関する周知活動の展開。
- 所有者票、製品の取扱説明書、製品カタログ、自社ホームページ等における点検制度の統一ロゴマークの掲載。
- 特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載。
- 所有者票登録率の向上のため、販売事業者等の取組みについて優良事例をチラシで取引先に配布。
- 所有者情報を登録した所有者に対し、メーカー保証期間の延長。

燃料機器（ガス・石油機器）、電気製品共に、平成25年3月までに、主な特定製造事業者等のほとんどが黄色系統の所有者票等を使用している。

これらの結果、主な特定製造事業者等が各月に生産した特定保守製品のうち、所有者票等への黄色系統の使用、又は、所有者票の簡素化措置が講じられているものの割合を推計すると、下表のとおり。

<主な特定製造事業者等における所有者票の改善対策の実施状況>

改善対策	機器の種類	平成24年6月	平成25年3月	平成26年3月
所有者票等への黄色系統の使用	燃焼機器	3割程度	8割程度	9割程度
	電気製品	5割程度	8割程度	9割程度
所有者票の簡素化	燃焼機器	—	5割程度	9割程度
	電気製品	1割程度	8割程度	9割程度

③ 特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載

点検制度を補完するものとして、経済産業省より、特定製造事業者等に対し、特定保守製品への点検時期お知らせ機能搭載の一層の推進を要請したところ、関係工業会では、自主基準を設け、当該機能を搭載した機器の普及を促進している。

## <小型湯沸器の点検時期お知らせ機能の表示イメージ>



※使用回数や使用時間などにより、使用年数を推計し、使用時間が設計標準使用期間を過ぎると当該製品の表示部にランプを点滅させるなどして、所有者に対して点検時期の到来の目安を知らせる。メーカー等の点検員のみがリセットできるようにし、その際に、所有者に対し点検を促す。

平成25年度に主な特定製造事業者等が生産した特定保守製品におけるお知らせ機能の搭載状況は以下のとおり。

### <ガス機器>

屋内式ガス瞬間湯沸器（都・LP）、屋内式ガスふろがま（都・LP）とも、約9割の製品にお知らせ機能が搭載されている。

### <石油機器>

関係工業会の自主基準によりガス機器、石油給湯器については平成22年以降、機能の搭載が推進されており、石油給湯機については、平成24年度から2割程度増加し7割程度の製品にお知らせ機能が搭載されている。また、季節商品であり夏場には取り外される（電源が抜かれる）密閉式石油温風暖房機は、平成24年度の2割程度から7割程度と大幅に増加している。

マイコンが搭載されていない石油ふろがまについては、関係工業会の自主基準により平成24年以降、機能の搭載が推進されており、平成26年4月より機能が搭載された製品の出荷が開始されていることから、今後、搭載率の増加が見込まれる。

### <電気製品>

ビルトイン式電気食器洗機については、9割以上の製品にお知らせ機能が搭載されている。

浴室用電気乾燥機については、関係工業会により平成24年に機能を搭載する場合の考え方が示されたこと等により平成24年度から2割程度増加し、6割程度の製品に搭載されている。

＜主な特定製造事業者等におけるお知らせ機能搭載率（平成24、25年度生産分）＞

	24年度 搭載率	25年度 搭載率
屋内式ガス瞬間湯沸器（都）	94%	94%
屋内式ガス瞬間湯沸器（LP）		
屋内式ガスふろがま（都）	92%	89%
屋内式ガスふろがま（LP）		
石油給湯機	52%	72%
石油ふろがま	0%	0%
密閉式石油温風暖房機	16%	66%
ビルトイン式電気食器洗機	95%	95%
浴室用電気乾燥機	43%	60%

（出所）（一社）日本ガス石油機器工業会、（一社）日本電機工業会調べ。

#### ④ 所有者情報の管理状況

消費生活用製品安全法第32条の13第2項において、特定製造事業者等は、所有者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨、規定されていることから、経済産業省では、その順守状況を確認するため、平成24年末、特定製造事業者等に対し、所有者情報の管理状況についてアンケート調査を実施した。

その結果、概ね、適切な管理がなされている旨の報告がなされたが、業務を外部委託している場合の委託先における管理状況については、その把握状況について特定製造事業者毎に温度差が見られた。このため、平成25年1月、関係工業会との定例会合において、経済産業省より、当該アンケート調査結果について報告するとともに、適切な所有者情報の管理を行うこと、特に委託している業務については、適切に受託事業者を監督するよう改めて要請した。

## 5. N I T E の製品事故情報収集の状況

### (1) 平成25年度の製品事故情報収集の概要

平成25年度にN I T E が収集した製品事故情報（重大製品事故及び非重大製品事故の合計）は、4, 226件であった（前年度比631件増加、17.6%増）。

複数の機関（情報源）から通知・報告された情報のうち重複分を除いた製品事故情報は、3, 662件で、品目別に前年度の件数と比較すると、増加した品目は、乳幼児用品（659件増）、燃焼器具（187件増）で、一方、減少した品目は、身のまわり品（234件減）、台所・食卓用品（89件減）であった。

#### <N I T E が収集した事故情報件数の推移>

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		件数 増減	前年 度比
	件数	構成比										
家庭用電気製品	2,299	52.6%	2,578	53.8%	2,580	56.9%	1,635	45.5%	1,672	39.6%	37	2.3%
台所・食卓用品	165	3.8%	80	1.7%	90	2.0%	178	5.0%	90	2.1%	-88	-49.4%
燃 焼 器 具	885	20.2%	934	19.5%	985	21.7%	861	23.9%	1,156	27.4%	295	34.3%
家具・住宅用品	237	5.4%	425	8.9%	322	7.1%	255	7.1%	234	5.5%	-21	-8.2%
乗物・乗物用品	199	4.6%	271	5.7%	193	4.3%	113	3.1%	117	2.8%	4	3.5%
身のまわり品	250	5.7%	218	4.6%	214	4.7%	428	11.9%	185	4.4%	-243	-56.8%
保健衛生用品	127	2.9%	65	1.4%	22	0.5%	23	0.6%	21	0.5%	-2	-8.7%
レジャー用品	87	2.0%	93	1.9%	81	1.8%	60	1.7%	53	1.3%	-7	-11.7%
乳 幼 児 用 品	82	1.9%	92	1.9%	22	0.5%	14	0.4%	673	15.9%	659	47.1 倍
織 維 製 品	40	0.9%	32	0.7%	26	0.6%	28	0.8%	24	0.6%	-4	-14.3%
そ の 他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	-
合 計	4,371	100%	4,788	100%	4,535	100%	3,595	100%	4,226	100%	631	17.6%

注・上記の数字は、同一事故について複数の機関（情報源）から重複して事故通知があった場合に、それぞれを1件として算出した受付件数である。N I T E が収集した重大製品事故は1, 191件、非重大製品事故は3, 035件であった。  
・前年度比は、±100%以上の場合、倍数標記とした。

#### <N I T E が収集した事故情報件数の推移（重複を除いたもの）>

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		件数 増減	前年 度比
	件数	構成比										
家庭用電気製品	2,121	53.6%	2,414	55.7%	2,440	60.2%	1,483	47.1%	1,489	40.7%	17	1.2%
台所・食卓用品	158	4.0%	79	1.7%	78	1.9%	175	5.6%	88	2.4%	-89	-50.3%
燃 焼 器 具	728	18.4%	714	16.5%	730	18.0%	616	19.6%	801	21.9%	187	30.5%
家具・住宅用品	217	5.5%	400	9.2%	300	7.4%	243	7.7%	224	6.1%	-19	-7.8%
乗物・乗物用品	170	4.3%	246	5.7%	169	4.2%	103	3.3%	110	3.0%	8	7.8%
身のまわり品	238	6.0%	209	4.8%	191	4.7%	405	12.9%	180	4.9%	-234	-56.5%
保健衛生用品	124	3.1%	63	1.5%	22	0.5%	23	0.7%	20	0.5%	-3	-13.0%
レジャー用品	83	2.1%	95	2.2%	76	1.9%	58	1.8%	52	1.4%	-5	-8.8%
乳 幼 児 用 品	81	2.0%	90	2.1%	21	0.5%	14	0.4%	673	18.4%	659	47.1 倍
織 維 製 品	40	1.0%	26	0.6%	27	0.7%	27	0.9%	24	0.7%	-2	-7.7%
そ の 他	0	0	0	0%	0	0%	0	0%	1	0.0%	1	-
合 計	3,960	100%	4,336	100%	4,054	100%	3,147	100%	3,662	100%	520	16.5%

注・上記の数字は、同一事故について複数の機関（情報源）から重複して事故通知があった場合、同じ案件として1件として算出した受付件数である。  
・前年度比は、±100%以上の場合、倍数標記とした。

品目別の構成比は、家庭用電気製品が40.7%を占め、燃焼器具が21.9%で上位2品目は大きな変動はなかったが、乳幼児用品は前年度の0.4%から18.4%に増加した。これは、同一事業者から同一型式の乳母車による事故情報がまとめて報告されたことによる。

平成25年度に、同一事業者から同一製品の事故情報がまとめて報告されたため、事故件数が増加した製品は次のとおり。

- ・ACアダプター（173件、前年度との差95件増）
- ・電気アイロン（100件、前年度との差91件増）
- ・ガス給湯器（242件、前年度との差163件増）
- ・乳母車（661件、前年度との差657件増）

一方、前年度に、同一事業者から同一製品の事故情報がまとめて報告されたが、平成25年度は、事故の発生が大幅に減少したため、事故件数が減少した製品は次のとおり

- ・電気ストーブ（109件、前年度との差67件減）
- ・食器（47件、前年度との差36件減）

事故情報の情報源別件数は、事業者からの報告が最も多く（2,203件）、情報源別の構成比をみると50%を超え、前年度と比較すると724件増加した。一方、消費生活センターからの通知は、年々減少しており、平成25年度は442件であった。

#### <NITEが収集した事故情報件数の情報提供元の推移>

情報提供元 (報告者/通知者)	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		件数 増減	前年 度比	
	件数	構成比											
製造事業者等	1,853	42.4%	2,476	51.7%	2,307	50.9%	1,479	41.1%	2,203	52.1%	724	49.0%	
自治体等	297	6.8%	279	5.8%	260	5.7%	280	7.8%	323	7.6%	44	15.8%	
消費生活センター等	846	19.4%	668	14.0%	529	11.7%	501	13.9%	442	10.5%	-61	-12.1%	
国の機関	重大製品事故	1,165	26.7%	1,121	23.4%	1,164	25.7%	1,061	29.5%	962	22.8%	-99	-9.3%
	その他	98	2.2%	217	4.5%	251	5.5%	190	5.3%	278	6.6%	88	46.3%
消費者及び消費者団体等	67	1.5%	1	0%	1	0%	0	0%	2	0.0%	2	-	
その他	33	0.8%	18	0.4%	20	0.4%	83	2.3%	14	0.3%	-68	-82.9%	
小計	4,358	99.8%	4,780	99.8%	4,532	99.9%	3,594	100%	4,224	100.0%	630	17.5%	
新聞情報等	13	0.2%	8	0.2%	3	0.1%	1	0%	2	0.0%	1	100%	
合計	4,371	100%	4,788	100%	4,535	100%	3,595	100%	4,226	100%	631	17.6%	

注)「製造事業者等」とは、製造、輸入、販売、公益事業者、業界団体をいう。「自治体等」には、消防、警察を含む。「国の機関」のうち、「その他」とは、ガス事業法等に基づき、国に報告されたもの等を含む。「その他」とは、病院や施設等からの通知をいう。

## (2) 平成25年度の事故情報上位品目

平成25年度事故情報の上位製品となった乳母車、ガス給湯器、ACアダプター及び電気アイロンについては、社告に繋がる事故がまとめて報告されたことによる。電気ストーブ、ガスこんろ及び石油ストーブについては年々減少しており、特に、ガスこんろは、平成19年度と比較して84.8%減少している。

ガスこんろは、重大製品事故報告が大幅に減少しており、ガス関連2法の技術基準改正\*、IH調理器の普及、天ぷら火災を事故に含まないと判断された等の要因が考えられる。

\*平成20年に「ガス用品の技術上の基準等に関する省令」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」が改正され、ガス立ち消え安全装置及び調理油過熱防止装置の搭載が義務化された)

### <NITEが収集した事故情報上位品目の件数の推移>

製 品	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	件数増減	前年度比
乳 母 車	9	76	61	29	10	4	661	657	164.3 倍
ガ ス 給 湯 器	63	57	57	88	91	79	242	163	2.1 倍
AC アダプター	37	94	27	75	521	78	173	95	1.2 倍
ガスふろがま (ガス給湯器付含)	129	103	106	139	180	151	146	-5	-3.3%
電 気 ス ト ー ブ	357	237	151	90	98	176	109	-67	-38.1%
電 気 アイロン	14	14	7	12	4	9	100	91	10.1 倍
ガ ス こ ん ろ	574	273	159	143	114	96	87	-9	-9.4%
エ ア コ ン	112	119	86	113	76	82	85	3	3.7%
自 転 車	44	70	93	109	83	51	68	17	33.3%
石 油 ス ト ー ブ	242	118	77	58	82	63	66	3	4.8%

注)・前年度比は、±100%以上の場合、倍数標記とした。

## (3) 非重大製品事故情報の活用状況

非重大製品事故情報は、重大製品事故報告とともに、経済産業省、消費者庁、NITEの3者で定期的に安全対策の検討を行い、事故の再発防止、未然防止に活用している。事故情報が、事業者の自主リコールや注意喚起に繋がった事例は、以下のとおり。

<事例1：消費生活センターからの通知>乳母車のフレームが破損して軽傷を負った事故を発端に同種事故の報告をNITEに行い、社告を実施。

<事例2：消費生活センターからの通知>電気スタンドの蛍光灯の寿命末期に生じるインバーター回路の過負荷に対して、保護機能がないことから、回路上にあるトランジスター、抵抗等の電子部品が過負荷により異常発熱して焼損、発煙した事故を発端に製品の回収・無償交換を実施。

<事例3：消費生活センターからの通知>扇風機の羽根製造時のアニール処理(冷却時の歪み除去)が不十分であったため、残留ひずみに伴う応力の影響で、使用時の振動等によって亀裂が生じて伸展し、羽根が破損して回転バランスが崩れ、転倒に至った事故を発端に社告を実施。

<事例4：消防からの通知>モーターの整流子に真円度不良があったため、整流子とカーボン

ブラシとの間でスパークが増加し、異常発熱して火花が発生した事故を発端に、電気用品安全法の技術基準不適合が判明し社告を実施。

#### (4) N I T Eにおける製品事故の未然防止対策の取組状況

N I T Eが実施している従来の再発防止業務に加え、平成25年度に製品事故の未然防止対策を検討する「製品リスク評価課」がN I T E製品安全センター内に設置され、事故のリスク分析や製品横断的な分析を行い、類似事故からの未然防止策の水平展開、非重大製品事故と重大製品事故の因果関係分析、危害シナリオの作成等を実施。

また、製品リスク評価課では、昨今の輸入製品による事故の増加に対応するため、海外情報の収集・分析や国際連携業務も実施する。

## II 章 製品事故の未然防止・再発防止のための対策

### 1. 経済産業省の取組

#### (1) 製品事故の再発防止に向けた取組

##### ① 子ども服の安全性に関する J I S 化の検討

子ども服の襟首部分のひもが遊具などに引っかかって起きる窒息などの重篤な事故を防ぐため、平成 25 年度に、J I S L4129（子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に付属するひもの要求事項）原案を作成した。

##### ② 学校における事故の再発防止について【消費者庁及び文部科学省と連携】

学校で発生した重大製品事故の事例を踏まえ、過去 4 回に亘り、文部科学省と連携して全国の小中高等学校、大学に事故情報の提供を行うとともに、チラシを作成・配布して注意喚起を実施してきた。平成 25 年度も、消費者庁・文部科学省と連携して一層の注意喚起を実施した。

##### ③ リコール製品の周知について

リコール台数が多く、リコール未対策品の事故が再発している製品を紹介したリコールチラシを作成し、消費者向け製品安全セミナーや N I T E プレス等で配布し、注意喚起を実施した。

#### (2) 重大製品事故調査の充実にに向けた取組

重大製品事故報告・公表制度により報告された重大製品事故については、経済産業省の指示により、N I T E が原因究明のための技術調査を実施している。技術調査の結果は、リコール指導、規制強化、注意喚起等を行う際の貴重な情報として活用している。

平成 23 年度に N I T E に対して、外部専門家の積極的活用による調査体制の強化、リスク評価による優先的な調査、調査プロセスの進行管理の徹底、消防との連携体制の強化等の要請を行い、調査の迅速化等に取り組んでいる。

##### ① N I T E による重大製品事故調査の状況

平成 25 年度に経済産業省から N I T E に調査を指示した重大製品事故の調査終了までに要した日数の平均は 79 日であった。

なお、調査期間が 6 ヶ月を超過したものが 28 件あり、このうち、他機関や事業者による調査に時間を要したものが 22 件、N I T E の調査に時間を要したものが 6 件あった。

<重大製品事故の調査日数>

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
平均調査日数	103 日	74 日	79 日	69 日	73 日	79 日

##### ② 消防機関との連携

消防機関が把握している製品火災の情報や原因究明結果等を迅速かつ有効に活用し、消防機関と N I T E との連携及び情報共有の促進を図るため、平成 23 年 6 月 23 日付けで、経済産業省から N I T E、消防庁から各消防署に対して、製品火災に関する情報提供の方法、連携ス

キーム、連携窓口の設置等を内容とする文書を発出し、連携強化を行った。

N I T Eでは、製品火災事故の事例研究会等を開催し技術的な意見交換を行いつつN I T Eの業務説明及び情報共有の依頼を行った。また、全国の消防機関への訪問やN I T Eと消防機関との合同調査の機会を捕まえて、更なる情報共有を依頼する等の連携強化を行った。なお、N I T Eと消防との合同調査が275件実施された。

## 2. 事業者等の自主的取組

### (1) 関係事業者団体等による注意喚起等

#### ① ウォーターサーバーの注意喚起について【経済産業省後援】

ウォーターサーバーによる火災や幼児の火傷等の事故の未然防止ため、平成26年3月、一般社団法人日本宅配水&サーバー協会が製品の安全使用に関するリーフレットを作成し、団体加盟各社から全国の宅配水取次店を通じユーザーへの配布及び消費生活センターへも情報提供を行った。

#### ② 温水洗浄便座の注意喚起について【経済産業省後援】

温水洗浄便座による火災や火傷等の事故の未然防止ため、平成26年2月、一般社団法人温水洗浄便座工業会が製品の安全使用に関するリーフレットを作成し、団体加盟各社から全国の温水洗浄便座取扱店を通じユーザーへの配布及びホームページ上での情報提供を行った。

#### ③ 長期使用製品の注意喚起について【経済産業省後援】

長期使用製品による事故の未然防止及び長期使用製品安全点検制度の普及のため、平成25年7月、一般社団法人リビングアメニティ協会が執り行う住宅部品点検の日シンポジウムに対して後援を行い、会場で長期使用製品安全点検制度に関するリーフレットを配布し、情報提供を行った。

#### ④ 介護ベッドの安全啓発活動の取組について

介護ベッドに際しての首の挟み込みによる死亡・重傷事故の防止のため、医療・介護ベッド安全普及協議会では、平成25年9月、福祉用具貸与事業者、地域包括支援センター等に対して、安全啓発のチラシ（約4万部）を配布した。

### (2) 関係事業者との連携による製品安全対策の推進

#### ①オークション・ショッピングサイト運営事業者との協力体制の構築

製品安全関連四法の遵守については、地方経済産業局、地方自治体及びN I T Eと連携し、立入検査等を実施しているが、近年インターネットオークションやショッピングの急速な拡大に伴い、法令違反が疑われる製品のネット上での販売が増加。このため、平成24年6月に、

ネット運営事業者（ヤフー、楽天、DeNA）、平成25年8月に Amazon.co.jp と協力体制を構築し、インターネット上での違反对応を実施している。

## ②流通事業者団体との協力体制の構築

リコールの実効性を確保していくためには、リコール情報を消費者に届けることが重要であり、消費者に近い位置にある販売事業者の役割が期待されている。リコール情報の提供等について、平成24年5月以降、大手家電流通懇談会（現大手家電流通協会）、全国電機商業組合連合会（中小家電）、日本ドウ・イット・ユアセルフ協会と協力体制を構築した。

平成25年度は、日本通信販売協会、日本福祉用具・生活支援用具協会、日本福祉用具供給協会、Amazon.co.jp、日本リユース機構、ジャパン・リサイクル・アソシエーション、日本チェーンストア協会と新たに協力体制を構築し、計10事業者・団体にリコール情報の提供等を行っている。

## (3) 事業者による自主的取組の促進

### ① 事業者のリコールの実施を支援

事業者がリコールを実施するにあたっての基本的な考え方や手順等を示した「リコールハンドブック」を策定し公表した（平成19年11月）。平成22年5月には、リコールハンドブックを改定してアフターリコール対策を充実させた。また、平成23年度には、リコールやアフターリコールに関する事例集を作成した。平成24年度は、ハンドブックの紹介リーフレットや主要事項を抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布。平成25年度は、当該手引きを経済産業省ホームページにおいて公表した（平成25年7月）。

### ② リスクアセスメントの普及・促進

製品事故を未然に防止するため、事業者が製品の設計・開発・製造段階で、リスクの把握と評価を行うリスクアセスメントの考え方を示した「ハンドブック【第一版】（平成22年5月）」「ハンドブック【実務編】（平成23年6月）」を策定・公表し、事業者への普及を図っている。平成24年度には、ハンドブックの紹介リーフレットや重要なポイントを抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布。平成25年度は、当該手引きを経済産業省ホームページにおいて公表した（平成25年7月）。

### ③ 事業者の製品安全に関する自主的な取組の促進

事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、製品安全に関する「推奨事項」「取組事例」等を取りまとめた「製品安全に関する事業者ハンドブック」を作成・公表（平成24年6月）。平成24年度は、ハンドブックの紹介リーフレットや主要事項を抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布。平成25年度は、当該手引きを経済産業省ホームページにおいて公表した（平成25年7月）。

#### ④ 流通事業者の製品安全に関する自主的な取組の促進

流通事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、流通事業者の取組を「安全原則」と「共通指針」として取りまとめた「製品安全に関する流通事業者向けガイド」及び「ガイドの解説」を作成・公表した（平成25年7月）。平成25年度は、事業者向けセミナー等でガイドの周知を図った。また、ガイドの内容を参考として、以下の事業者団体がそれぞれの特色を踏まえ、主導的に個別ガイドブックを作成・公表した際には、全面的に支援し、経済産業省ホームページにおいても同時公表した（平成26年4月）。

- ・ 中小家電販売事業者向け製品安全に関するガイドブック（全国電機商業組合連合会）
- ・ 通信販売業向け製品安全に関するガイドブック（公益社団法人日本通信販売協会）
- ・ ホームセンター業向け製品安全に関するガイドブック（一般社団法人 日本ドウ・イト・ユアセルフ協会）

#### ⑤ 製品安全対策優良企業表彰

平成19年度から製品安全対策優良企業表彰を実施し、製品安全に対して積極的に取り組む事業者を表彰している。受賞企業における製品安全への好取組事例については、パンフレットの作成や、表彰制度ウェブサイトへの掲載等を通じて紹介を行っている。なお、本制度の創設以降、72企業、4団体が受賞した。

##### 【平成25年度製品安全対策優良企業表彰受賞企業】

<大企業 製造事業者・輸入事業者部門>  
(該当企業なし)

<大企業 小売販売事業者部門>  
経済産業大臣賞 株式会社イトーヨーカ堂  
商務流通保安審議官賞 株式会社ニトリホールディングス

<中小企業 業製造事業者・輸入事業者部門>  
経済産業大臣賞 株式会社相田合同工場  
商務流通保安審議官賞 株式会社シナノ  
株式会社タバタ

<中小企業 小売販売事業者部門>  
経済産業大臣賞 有限会社ナルデン  
商務流通保安審議官賞 株式会社ダイワ

<特別賞>  
日本福祉用具・生活支援用具協会  
兵庫県電機商業組合  
一般財団法人ポーケン品質評価機構  
株式会社コシダアート



### 3. 消費者に対する注意喚起

#### (1) N I T Eの定期プレス公表による注意喚起

重大製品事故報告や、非重大製品事故情報の調査結果等を踏まえ、事故防止の観点から、毎月N I T Eがプレス公表を実施し、消費者に注意喚起を行っている。N I T Eが提供した事故情報や事故の再現映像等は、マスメディアを通じて広く報道されており、平成25年度は、新聞に74回、テレビに150回取り上げられた。

#### <平成25年度に実施したN I T Eの定期プレス公表>

##### 平成25年

- 4月25日 自転車による製品事故の防止について
- 5月30日 屋外における子どもの事故の防止について
- 6月27日 エアコン及び扇風機による事故の防止について  
ペット等の動物が関係する製品事故の防止について
- 7月25日 夏の製品事故の防止について  
扇風機による事故の防止について
- 8月29日 洗濯機による事故の防止について
- 9月12日 電動車いすによる事故の防止について
- 10月24日 冬の高齢者の製品事故防止について
- 11月28日 一酸化炭素中毒の事故防止について
- 12月26日 電源コード及び配線器具の事故防止

##### 平成26年

- 1月30日 加湿器、空気清浄機及び除湿機の事故防止
- 2月27日 自転車による製品事故の防止
- 3月27日 変質した灯油による石油ストーブ事故の防止

#### (2) 広報資料・リーフレット等の作成・配布による注意喚起

N I T Eは、消費者の誤使用・不注意による事故を防止するため、「身・守りハンドブック2013」を作成した。また、若年者向けの製品安全教材(DVD)「くらしの中の身近な製品事故 中学生以上対象」を作成し、全国の中学校等へ配布した。

経済産業省は、N I T Eと連名で、引っ越しや新生活に伴って発生しやすい事故の注意喚起リーフレットを作成し、またメーカーのリコール情報チラシ等を収集し、製品安全セミナー等に配布した。

#### (3) 製品安全セミナー、製品安全総点検週間における周知

製品事故情報や安全な製品の使用方法等について周知する消費者向けの「製品安全セミナー」

を毎年全国で開催しており、平成25年度は、全国13ヶ所でセミナーを開催した。平成25年度末までの開催実績は計97回、参加延べ人数は約19,500人となった。

また、毎年11月の1週間を「製品安全総点検週間」として、各経済産業局及びNITEと連携し、全国規模で製品安全の重要性を周知する活動を実施しており、平成25年度は、11月22日に「第8回製品安全総点検セミナー」を開催して、製品安全対策優良企業の表彰式を行うとともに、製品安全に関する有識者による講演を行った。

#### (4) 政府広報等を活用した注意喚起

経済産業省では、内閣府の政府広報ツールを活用し、インターネットTVやラジオ、モバイル携帯端末などの様々な媒体を通じて、季節ごとに発生しやすい製品の事故や個別製品の事故に関する注意喚起を実施している。

##### <平成25年度に政府広報等を活用して実施した注意喚起>

###### 平成25年

5月 音声CD「明日への声」経年劣化の事故防止

6月10日 政府広報オンライン「お役立ち記事」扇風機・エアコンの事故防止（再掲）

6月20日 インターネットTV「くらしの安全・安心」電子レンジの事故防止

6月29日～30日 ラジオ「なるほど！ニッポン放送局」経年劣化の事故防止

7月20日～21日 ラジオ「なるほど！ニッポン放送局」夏のレジャーの危険性

8月3日～4日 ラジオ「なるほど！ニッポン放送局」CM ベビーベッドの事故防止

8月8日 インターネットTV「徳光&木佐の知りたいニッポン！」ベビーベッドの事故防止

12月7日～8日 ラジオ「なるほど！ニッポン放送局」CM 冬場の安全対策

12月14日～15日 ラジオ「なるほど！ニッポン放送局」CM 湯たんぽの事故防止

###### 平成26年

1月17日 政府広報オンライン「特集」冬の製品事故（再掲）

1月13日～19日 モバイル携帯端末「THE NEWS」冬場の一酸化炭素中毒の危険性

1月 音声CD「明日への声」冬場の一酸化炭素中毒の危険性

1月27日～2月2日 モバイル携帯端末「THE NEWS」電源プラグの事故防止

2月22日～23日 ラジオ「なるほど！ニッポン放送局」CM 空気清浄機・加湿器等の事故防止

3月3日～9日 モバイル携帯端末「THE NEWS」引っ越しシーズンの事故防止

## 4. 国際連携の状況

### (1) 国際的な枠組みでの取組

平成22年4月、OECD・消費者政策委員会の下にワーキングパーティが設置され、各国のリコール情報を単一のウェブサイトを集約する等の検討が開始された。データフォーマット、使用言語、用語の整合性等の検討が行われ、平成24年10月19日、英語を使用言語とする米国、カナダ、ヨーロッパ、オーストラリアが、各国の製品リコールの最新情報を英語で提供するグローバルリコールポータルサイトを立ち上げた。今後は多言語に対応したシステムに拡大する方向で検討が行われており、消費者庁において平成26年度中にグローバルリコールポータルサイトにリコール情報を提供する方向で調整中。

### (2) 多国間の枠組みでの取組

平成24年2月に開催されたICPHSO（国際消費者製品健康安全機関）総会において、NITEから日本の製品安全の取組について講演を行った。平成25年2月にワシントンで開催された総会においては、NITEが最新の海外規制動向等に関する情報収集を行った。

### (3) 中国との取組

平成19年4月、経済産業省と中国AQSIQ（国家質量監督検験検疫総局）との間で、製品安全の協力関係を構築する覚書を大臣級で締結し、これに基づき、毎年、定期協議を開催している。平成24年度は、第5回定期協議の合意に基づき、7月に日本の製品安全関連法に係る中国の事業者向けセミナーを開催（於、中国）。平成24年10月には中国政府職員向け製品安全研修（於、日本）、11月には第6回定期協議（於、日本）の開催を予定していたが、中国側から延長の申し入れがあり、現在は全ての協力事業がストップしている。

### (4) 米国との取組

平成18年11月、経済産業省及びNITE、CPSC（消費者製品安全委員会）の三者間で、協力ガイドラインを締結した。平成24年2月のICPHSO年次総会が開催された際にNITE理事長とCPSC委員長が会談し、今後の協力について確認等を行った。また、CPSCから得た米国リコール情報に基づき、日本国内での販売事業者が確認された製品にはリコール等の再発防止の取組の指導を実施している。平成24年7月には、CPSCが日本を訪問し、経済産業省とガスこんろやライターの安全規制について意見交換を実施するとともに、(財)ガス機器検査協会や産業技術総合研究所と意見交換を行った。

平成25年9月にもCPSCが日本を訪問し、経済産業省と意見交換を実施するとともに、ライターの安全規制について産業技術総合研究所等と意見交換を行った。